

フランス共和国の司法制度

第1	裁判所・裁判官	5
1	裁判所の種類	5
(1)	司法裁判所 (Juridiction judiciaire)	5
ア	破毀院 (Cour de cassation)	5
イ	控訴院 (Cour d'appel)	7
ウ	重罪院 (Cour d'assises)	8
エ	大審裁判所 (Tribunal de grande instance)	10
オ	小審裁判所 (Tribunal d'instance)	14
カ	近隣裁判所 (Juridiction de proximité)	15
キ	労働裁判所 (Conseil de prud'hommes)	16
ク	商事裁判所 (Tribunal de commerce)	16
ケ	その他の司法裁判所	17
(2)	行政裁判所 (Juridiction administrative)	18
ア	コンセイユ・デタ (Conseil d'État)	18
イ	行政控訴院 (Cour administrative d'appel)	19
ウ	地方行政裁判所 (Tribunal administratif)	19
エ	その他の行政裁判所	20
(3)	その他の裁判所組織	20
ア	憲法院 (Conseil constitutionnel)	20
イ	その他	21
2	司法行政	21
3	裁判官 (Juge)	22
(1)	司法裁判所の裁判官 (Magistrat du siège)	22
(2)	行政裁判所の裁判官	23
4	書記局	24
第2	検察局・検察官	26
1	検察局 (Parquet)	26
2	検察官 (Ministère public, Magistrat du parquet)	27

第3	弁護士・弁護士会	27
1	弁護士 (Avocat)	27
2	コンセイユ・デタ＝破毀院付弁護士 (Avocat au Conseil d'État et à la Cour de cassation)	28
3	弁護士会 (Barreau)	29
第4	法曹養成制度	29
1	学識過程	29
(1)	法学部	29
(2)	国立行政学院	30
2	司法試験及び実務研修過程	30
(1)	司法官の養成	30
(2)	弁護士の養成	31
ア	弁護士	31
イ	コンセイユ・デタ＝破毀院付弁護士	32
3	継続研修	32
第5	裁判手続	33
1	民事事件	33
(1)	民事通常事件	33
ア	民事事件の流れ	33
イ	証拠調べ	35
ウ	調停制度等	36
(2)	行政事件	37
ア	行政訴訟の類型	37
イ	審理手続	38
(3)	労働事件	39
(4)	その他の事件	40
ア	民事事件におけるレフェレ	40
イ	行政事件におけるレフェレ	41
2	刑事事件	41

(1) 刑事事件の流れ	41
ア 事件係属	41
イ 予審 (Instruction)	43
(2) 公判手続	43
(3) 刑の執行段階	45
3 家事事件	45
(1) 離婚事件 (Divorce)	45
ア 合意離婚の手続	46
イ 合意離婚以外の手続	46
(2) 後見事件等	46
ア 成年に関する制度	47
イ 未成年に関する制度	48
(3) その他の事件 (国際的な問題等)	48
ア 国際的な子の奪取・引渡し	48
イ その他	49
4 少年事件	49
(1) 民事 (行政) 分野の手続の流れ	49
ア 事件送致	50
イ 第1回審判期日及び続行期日：暫定的措置	50
ウ 最終審判期日：終局決定	50
(2) 刑事分野の手続の流れ	51
ア 少年事件裁判官 (Juge des enfants)	51
イ 少年裁判所 (Tribunal pour enfants)	52
ウ 未成年軽罪裁判所 (Tribunal correctionnel pour mineurs)	53
エ 未成年重罪院 (Cour d'assises des mineurs)	53
第6 裁判外紛争処理 (ADR)	53
1 パリ調停・仲裁センター (Centre de médiation et d'arbitrage de Paris : CMAP)	53
2 地方医療事故調停・補償委員会 (Commissions régionales de conciliation et	

d'indemnisation des accidents médicaux : CRCI)	53
3 過剰債務審査委員会 (Commission de surendettement des particuliers)	54

第1 裁判所・裁判官

1 裁判所の種類

フランスの裁判所組織の大きな特徴の一つとして、司法系統（L'ordre judiciaire）に属する司法裁判所（Juridiction judiciaire）のほかに、行政系統（L'ordre administratif）に属する行政裁判所（Juridiction administrative）が存する、いわゆる二元的裁判制度を採用している点がある。また、いずれの系統にも属さない裁判所組織として、憲法裁判所である憲法院等がある。

(1) 司法裁判所

司法裁判所は、最上級裁判所である破毀院の監督に服する司法系統の裁判所の総体である。司法裁判所には、次のものがある。

ア 破毀院（Cour de cassation）

パリに1庁設置されており、下級裁判所の判決に対する特別の不服申立ての一つである破毀申立てについて管轄を有する法律審である。当事者は、司法系統の裁判所が終審として下した判決に対して、破毀申立てをすることができる（司法組織法典（Code de l'organisation judiciaire）L. 411-2条1項¹）。審理の対象は法律問題のみであり、例外を定める法規定がない限り、事実認定の当否については判断しない（同条2項）。

破毀院は、民事5か部（第1ないし第3民事部、商事・財政・經濟部及び社会部）及び刑事部で構成される（同法典L. 421-1条，R. 421-3条1項²）。各部には、1つ又は複数の係（Section）が設けられている（同法典R. 421-3条2項）。

また、破毀院は、各部の裁判官によって構成される大法廷（Assemblée plénière）又は3つ以上の部の裁判官から構成される混合部（Chambre

¹ なお、脚注において引用した各条文は、レジフランスのウェブサイト（<http://www.legifrance.gouv.fr>）において確認することができる（憲法は前記トップページ内の「La Constitution」、現行の法典（Code）は同「Les codes en vigueur」、デクレ（Décret）等その他の法規は「Les autres textes législatifs et réglementaires」からそれぞれ検索することができる。）。

² http://www.courdecassation.fr/institution_1/organisation_cour_56/chambres_57/日本語版ウェブページhttp://www.courdecassation.fr/documents_traduits_2850/26085_26412_35486_3727/38498_12398_17652.html

mixte) を編成することがある。大法廷は、破毀院長、各部の部長判事及び最古参判事並びに各部から選ばれた1名の判事からなる総数19名の裁判体であり、混合部は、破毀院長又はその代理者である判事のほか、混合部を構成する各部から4名の裁判官（部長、最古参判事及びその他の判事2名）からなる総数13名の裁判体である。（大法廷につき同法典L. 421-5条，L. 431-6条，混合部につき同法典L. 421-4条，L. 431-5条。）。

破棄申立事件は、事件の性質に応じ、前記6か部のうちいずれかの部、大法廷又は混合部に配点される。配点された事件は、部内の3名の裁判官（通常は、部長、最古参判事、報告裁判官の3名）で構成される小合議体（Formation restreinte）において審理される（同法典L. 431-1条1項）ところ、小合議体は、当該申立てが受理要件を充足しておらず又は根拠が薄弱である場合には破棄申立てを却下することができる（民事訴訟法典（Code de procédure civile）1014条，刑事訴訟法典（Code de procédure pénale）567-1-1条）。また、小合議体は、破棄申立てに対する結論が明らかである場合には自ら決定を下し、そうでない場合には、正規の部法廷（Audience de la chambre）に当該事件を送付する（司法組織法典L. 431-1条2項）³。なお、刑事部では、小合議体は、当事者の一方から請求があった場合にも正規の部法廷に事件を送付することができ、また、小合議体の構成員のうち1名から求めがあった場合にも当然に正規の部法廷に事件を送付する（刑事訴訟法典567-1-1条）。

正規の部法廷を開く場合には、議決権を有する当該部の裁判官5名以上によって構成される係合議体（Formation de section）又は大合議体（Formation plénière）が審理する（司法組織法典R. 431-5条，R. 421-3条3項）。

複数の部の所掌事務に関わる問題を提起する事件及び複数の部の間で異

³ なお、破毀院長若しくは関係する部の部長判事又はこれらの者の代理者は、職権又は破毀院検事長若しくは当事者の一方の請求により、理由を付さない決定により、事件を直接正規の部法廷に送付することができる（同条3項）。

なる判断がされ又はされる可能性のある事件は、混合部に回付しなければならず、また、最初に事件が配点された部の評決において裁判官の意見が可否同数となったとき及び検事総長が弁論開始前に混合部に回付するよう請求したときは、当然に混合部に回付される（同法典L. 431-5条、L. 431-7条2項）。また、一般原則に関わる問題を提起する事件は大法廷で取り扱うことができ、一度判決が破棄された後に差戻審の判決に対して同じ理由で破棄が申し立てられたときは、当該事件を大法廷で取り扱わなければならない（同法典L. 431-6条）。検事総長が弁論開始前に大法廷に回付するよう請求したときは、当該事件は当然に大法廷に回付される（同法典L. 431-7条2項）。

破毀院は、日本の最高裁判所と異なり、違憲審査権を有しない（ただし、後記のとおり、法律の違憲性に係る先決問題の憲法院への移送制度に関与する。）。

なお、司法系統の下級裁判所（予審裁判所及び重罪院を除く。）は、審理の途中で、解釈が特別困難で、かつ、多くの訴訟において存在する新たな法律問題について、決定で、破毀院の意見を照会することができる。破毀院は、照会を受けた日から3か月以内にこれに対する意見（事実審の裁判官に対する拘束力はない。）を表明しなければならない。ただし、刑事の裁判所においては、被告人が、未決勾留、電波監視を伴う居所指定又は司法監督に付されている場合には、判断の遅延を防止するため、上記意見照会をすることはできない。（同法典L. 441-1条以下、民事訴訟法典1031-1条以下、刑事訴訟法典706-64条）

イ 控訴院（Cour d'appel）

控訴院は、2014年1月1日現在、各地に36庁設置されており⁴、第一審裁判所の判決に対する上訴事件（重罪院の裁判に対する上訴事件を除く。）を管轄し、事実問題及び法律問題を審理する（司法組織法典L. 311-1条1項。なお、事実問題については最終審として判断する（同

⁴ 「数字で見る司法2014（Les chiffres clés de la Justice 2014）」（http://www.justice.gouv.fr/art_pix/l_stat_livret_final_HD.pdf）9頁

条2項)。)。控訴院には、民事部、社会部（労働事件、社会保障関係事件等を取り扱う。）、予審部（予審判事（Juge d'instruction）や自由勾留裁判官（Juge des libertés et de la détention）の決定に対する上訴等を取り扱う。）、軽罪部、刑罰適用部、少年部等が設置されており、原則として、3名の裁判官の合議により審理が行われる（同法典L. 312-1条）。ただし、事案の性質又は複雑性を考慮して控訴院長が必要と認めた場合には、例外的に、破毀後の移送について裁判するために編成される厳粛法廷（Audience solennelle）において、控訴院長及び2つの部から選ばれた陪席裁判官4名から成る合計5名の裁判官の合議により審理が行われる（同法典L. 312-2条2項、R. 312-9条⁵）。

ウ 重罪院（Cour d'assises）

（ア） 重罪院は、パリ及び各県に設置されることとされており（刑事訴訟法典232条、R. 41条）、2012年1月現在、全体で102庁設置されている（ただし、非常設。）。⁶重罪院は、重罪（Crime）⁷に係る刑事事件の第一審又は控訴審を管轄する（司法組織法典L. 241-1条、刑事訴訟法典231条）。

重罪院が第一審として裁判する場合には、原則として3名の職業裁判官（裁判長及び2名の陪席裁判官）及び6名の参審員により審理が行われる（刑事訴訟法典244条、248条1項、296条1項前段。）⁸。裁判長は控訴院長の命令によって指名された控訴院の裁判

⁵ 同条によれば、厳粛法廷は、このほか、弁護士職団評議会の選挙に関する訴訟のような若干の訴訟についても審理する権限を有している。

⁶ 司法省ウェブサイト（<http://www.annuaires.justice.gouv.fr/implantation-judiciaire-11617/juridictions-competentes-en-matiere-criminelle-11621/>）内の刑事分野の管轄裁判所に関する資料（http://www.annuaires.justice.gouv.fr/art_pix/C_3_Cours_dAssises.pdf）参照。なお、本文記載の102庁のほか、海外公共団体（Collectivités d'outre-mer）の一つであるサンピエール・ミクロン（Saint-Pierre et Miquelon）には、重罪院に相当するものとして、重罪裁判所（Tribunal criminel）が設置されている。

⁷ 自然人については、無期又は10年以上の懲役又は禁錮（一つの罰金刑及び一つ以上の補充刑の併科は排除されない。）が定められている罪をいい（刑法典（Code pénal）131-1条、131-2条、131-10条）、法人については、罰金及び法律に定める場合の権利剥奪刑又は権利制限刑が定められている罪をいう（同法典131-37条以下）。

⁸ 刑事司法の作用における市民参加及び未成年者の裁判に関する2011年8月10

官（部長判事を含む。）が務め（同法典 244 条，245 条），陪席裁判官は控訴院の裁判官又は当該重罪院の所在地の大審裁判所の裁判官（所長及び部長判事を含む。）から選ばれる（同法典 249 条）。評決は多数決で行われるところ，有罪の認定を含め被告人に不利な全ての判断には 6 名以上の賛成が必要である（同法典 359 条，360 条）が，量刑については原則として 5 名以上の賛成で足りる（同法典 362 条 2 項）⁹。

他方，軍事裁判法典（Code de justice militaire）上の重罪，国防上の秘密漏洩の危険がある場合に軍人が役務の遂行中に犯した普通法上の重罪，国益に対する一定の重罪，テロ行為及び麻薬取引に関する重罪については，7 名の職業裁判官（裁判長及び 6 名の陪席裁判官）による審理が行われ，参審員は関与しない（刑事訴訟法典 698－6 条，697 条，697－1 条，697－4 条，698－7 条，702 条 2 項，706－25 条，706－27 条）。

2012 年 1 月 1 日以降，判決に簡易な理由を記載することが必要とされている（同法典 365－1 条 1 項¹⁰）。

16 歳以上 18 歳未満の未成年者が被告人である重罪事件は，各重罪院の所在地に設置される未成年重罪院（Cour d'assises des mineurs）において審理される（司法組織法典 L. 254－1 条，非行少年に関する 1945 年 2 月 2 日オルドナンス第 45－174 号（Ordonnance n° 45-174 du 2 février 1945 relative à l'enfance délinquante）20 条 1 項。詳細については，第 5・4(2)エ参照。）。

（イ） 重罪院又は未成年重罪院の第一審判決に不服があれば，上訴するこ

日の法律第 2011－939 号（LOI n° 2011-939 du 10 août 2011 sur la participation des citoyens au fonctionnement de la justice pénale et le jugement des mineurs (1)）13 条，54 条 1 項により，2012 年 1 月 1 日から，従前 9 名であった参審員が 6 名に変更された。

⁹ ただし，法定刑のうち最高刑を科す場合等には有罪認定と同様に 6 名以上の賛成が必要である。

¹⁰ 2011 年 8 月 10 日法律 2011－939 号 12 条 2 項により創設された（<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000024456769&dateTexte=&categorieLien=id>）。

とができ、破毀院刑事部が指定する第一審とは別の重罪院が第二審（Cour d'assises d'appel 又はCour d'assises des mineurs d'appel）として審理する（第二審重罪院につき刑事訴訟法典 380-1 条，第二審未成年重罪院につき司法組織法典 L. 254-1 条，前記 1945 年 2 月 2 日オルドナンス 24 条 5 項）。第二審重罪院の構成は，職業裁判官 3 名及び参審員 9 名であり（刑事訴訟法典 296 条 1 項後段）¹¹，有罪認定には 8 名以上（同法典 380-1 条 2 項，359 条，360 条），量刑については原則として 7 名以上の賛成が必要となる（同法典 380-1 条 2 項，362 条 2 項）¹²。なお，前記の職業裁判官のみによる構成体で審理すべき事件の控訴審は，9 名の職業裁判官（裁判長及び 8 名の陪席裁判官）により審理が行われ，参審員はこれに関与しない（根拠条文は一審に関するものと同様）。

エ 大審裁判所（Tribunal de grande instance）

大審裁判所は，各控訴院の管轄区域に少なくとも 1 庁設置される民事分野及び刑事分野の第一審裁判所であり（司法組織法典 L. 211-1 条，L. 211-2 条），2014 年 1 月現在 161 庁存在する¹³。

（ア） 民事事件

性質・請求額から他の裁判所の管轄に属しない全ての民事事件及び商民事件の第一審を一般的に管轄する（同法典 L. 211-3 条，R. 211-3 条）¹⁴とともに，一定の事項（身分関係（結婚，親子関係，養子縁組等），相続，不動産所有権・占有権関係訴訟等）につき専属

¹¹ 第一審と同様，2011 年 8 月 10 日法律により，2012 年 1 月 1 日から，従前 12 名であった参審員が 9 名に変更された。

¹² ただし，法定刑のうち最高刑を科す場合等には有罪認定と同様に 8 名以上の賛成が必要である。

¹³ 前掲「数字で見る司法 2014」4 頁

¹⁴ 後述の小審裁判所の事物管轄との関係で，訴額が 1 万ユーロを超える対人の訴え（Action personnelle）及び動産を対象とする訴え（Action mobilière）は，大審裁判所の管轄に属する。なお，司法省ウェブサイト（<http://www.justice.gouv.fr/organisation-d-e-la-justice-10031/lordre-judiciaire-10033/tribunal-de-grande-instance-12034.html>）参照。また，上記の訴えについては，訴額が 4000 ユーロ以下の場合には終審として裁判する（同法典 R. 211-3 条 2 項）。

管轄を有する（同法典L. 211-4条，R. 211-4条）¹⁵。ただし，発明特許（Brevets d'invention），実用証（Certificat d'utilité），特許補充保護証書（Certificats complémentaires de protection）及び半導体製品の回路配置（Topographies de produits semi-conducteurs）に関する訴訟のうち，知的財産権法典（Code de la propriété intellectuelle）の定めるものの第一審については，パリ大審裁判所が専属管轄を有しており，第二審については，パリ控訴院が管轄を有する（司法組織法典D. 211-6条，R. 311-3条）。また，文芸的・芸術的財産権（Propriété littéraire et artistique），意匠（Dessins et modèles），商標（Marques），地理的表示（Indications géographiques）に関する訴訟のうち，知的財産権法典の定めるものの第一審を管轄する裁判所がパリを始めとする10庁の大審裁判所に限られる（司法組織法典D. 211-6-1条，別表（Annexe Tableau）VI）¹⁶など，訴訟類型に応じて特定の大審裁判所のみが管轄権を有する旨の特則がある（同法典D. 211-5条ないしD. 211-10-2条）。

大審裁判所では，裁判長及び陪席裁判官2名の合計3名の職業裁判官による合議制（Formation collégiale）が原則である（同法典L. 212-1条，212-3条，R. 212-7条）が，単独裁判官（Juge unique）による審理も行われる（同法典L. 212-1条，L. 212-2条1項）¹⁷。単独裁判官の例としては，家事事件裁判官（Juge aux affaires familiales），少年裁判官（Juge des enfants），準備手続裁判官（Juge de la mise en état），執行裁判官（Juge de l'exécution）が挙げられる（家事事件裁判官につき同法典L. 213-3条以下，

¹⁵ これらの事項についても請求額が4000ユーロ以下の場合には終審として裁判する（同法典R. 211-3条3項）。

¹⁶ ただし，共同商標権及び共同意匠権については，パリ大審裁判所の専属管轄となる（同法典R. 211-7条）。

¹⁷ 一般に，単独裁判官制によるかどうかは，訴訟の目的や争点の性質を考慮して決定されるが，交通事故を原因とする訴訟，外国判決及び公正証書並びに国内及び外国の仲裁判断の承認及び執行に関する請求，未成年者の財産及びこれと同視すべきものの売買については，原則として単独裁判官制が予定されている（同法典R. 212-8条1項各号）。

執行裁判官につき同法典 L. 213-5 条以下, 少年裁判官につき同法典 L. 252-1 条以下, 準備手続裁判官につき民事訴訟法典 763 条以下)¹⁸。

(イ) 刑事事件

大審裁判所の刑事部を軽罪裁判所 (Tribunal correctionnel) といい (司法組織法典 L. 211-1 条), 軽罪 (Délit)¹⁹に係る刑事事件の第一審を管轄する (刑事訴訟法典 381 条 1 項)。

軽罪裁判所では, 裁判長及び陪席裁判官 2 名の合計 3 名の職業裁判官による合議制が原則である (司法組織法典 L. 212-1 条, L. 212-3 条, R. 212-7 条, 刑事訴訟法典 398 条 1 項)²⁰が, 小切手に関する犯罪, 道路交通に関する罪等一定の軽微事件については, 単独裁判官による審理も可能である (司法組織法典 L. 212-5 条, 刑事訴訟法典 398 条 3 項, 398-1 条)²¹。

(ウ) 少年裁判所 (Tribunal pour enfants)

¹⁸ なお, 司法省ウェブサイト (<http://www.justice.gouv.fr/organisation-de-la-justice-10031/lordre-judiciaire-10033/tribunal-de-grande-instance-12034.html>) 参照。

¹⁹ 自然人については, 10 年以下の拘禁刑又は 3750 ユーロ以上の罰金刑等が定められている罪をいい, 法人については, 自然人について定められる額の 5 倍を上限とする罰金刑等の罰が定められている犯罪をいう (刑法典 131-3 条以下, 131-37 条以下, 刑事訴訟法典 381 条 2 項)。

²⁰ 陪席裁判官のうち 1 名を非職業裁判官である近隣裁判官 (Juge de proximité) とすることも可能である (刑事訴訟法典 398 条 5 項)。

²¹ なお, 軽罪裁判所にも参審制を導入すべく, 2011 年 8 月 10 日法律第 2011-939 号 (LOI n° 2011-939 du 10 août 2011 sur la participation des citoyens au fonctionnement de la justice pénale et le jugement des mineurs (1)) 5 条により創設された刑事訴訟法典 399-1 条ないし 399-11 条に基づき, 2012 年 1 月 1 日から, ディジョン及びトゥールーズの控訴院管内において, 試験的に 3 名の裁判官及び 2 名の参審員による審理を実施していたものの, 2013 年 3 月 18 日のアレテ (Arrêté du 18 mars 2013 mettant fin à l'expérimentation des dispositions prévoyant la participation de citoyens assesseurs au fonctionnement de la justice pénale) 1 条により, 2013 年 4 月 30 日付けで廃止された。また, この試験的な参審制は, アンジェ, ボルドー, コルマル等更に 8 つの控訴院管内においても 2013 年 1 月 1 日から実施予定であったが, 2012 年 6 月 13 日のアレテ (Arrêté du 13 juin 2012 précisant l'étendue de l'expérimentation des dispositions prévoyant la participation de citoyens assesseurs au fonctionnement de la justice pénale) により中止された。この試験的な参審制に関する規定は, 上記 2013 年 3 月 18 日アレテにより全て失効した。

少年裁判所は、控訴院の管轄区域内に少なくとも1庁設置することとされており（司法組織法典L. 251-2条）、2014年1月現在、各地に155庁が存在する²²。少年裁判所は、所在地の大審裁判所内に置かれる。

少年裁判所は、未成年者の犯した軽罪及び第5級違警罪と16歳未満の未成年者の犯した重罪事件の第一審を管轄する裁判所である²³。審理においては、少年裁判官（Juge des enfants）1名（ただし、当該事件を少年裁判所に移送した少年裁判官を除く。）が裁判長となり、2名の陪席裁判官²⁴と合議体を構成する（司法組織法典L. 251-3条、L. 251-4条、R. 251-5条。なお、少年裁判官の職務及び少年裁判所との関係の詳細については、後記第5の4参照。）。

少年裁判官は、少年裁判所の所在する大審裁判所裁判官の中から指名されるところ、少年問題に対する関心及び適性により任期3年で任命され、再任可能である²⁵。その職務は、①刑事事件においては、未成年者の犯した刑事事件、②民事事件においては、育成扶助（Assistance éducative）の分野及び少年の健康、安全若しくは品行が脅かされている場合又は少年の教育環境が損なわれていると思われる場合の介入である（同法典L. 252-1条ないしL. 252-5条）²⁶。

なお、2012年1月1日以降、軽罪裁判所の特別組織として、未成年軽罪裁判所が創設されている（詳細については後記第5・4(2)

²² 前掲「数字で見る司法2014」9頁

²³ 司法組織法典L. 251-1条、前掲1945年2月2日のオルドナンス1条2項、20-1条（16歳以上の未成年者が犯した重罪については未成年者重罪院で審理される点については、上記オルドナンス20条1項参照。）

²⁴ 30歳以上の国民から選ばれ、少年問題に関する見識を有する非職業裁判官である。

²⁵ Serge Guinchard & Thierry Debard (2013). *LEXIQUE DES TERMES JURIDIQUES 2014 21e édition*. DALLOZ, pp.538. なお、同書の最新の日本語翻訳書として中村紘一他監訳『LEXIQUE DES TERMES JURIDIQUES フランス法律用語辞典（第3版）』（三省堂、2012）245頁-246頁参照。

²⁶ 司法省ウェブサイトには少年裁判官の職務に関する説明がある（<http://www.metiers.justice.gouv.fr/magistrat-12581/le-metier-12582/juge-des-enfants-26220.html>）。

ウ参照。)が、その後、共和国大統領及び司法大臣により、効果的な刑事裁判の実現のために同裁判所を近いうちに廃止する旨の宣言がされ、2012年9月26日付けで国民議会に法案が提出され、委員会の審議に付されている²⁷。

オ 小審裁判所 (Tribunal d'instance : TI)

小審裁判所は、2014年1月現在、各地に307庁設置されている²⁸。その管轄は次のとおりである。

(ア) 民事事件

他の法令により特に別の裁判所の管轄権が定められていない限り、訴額1万ユーロ以下の対人の訴え又は動産を対象とする訴え並びに1万ユーロ以下の額の債務の履行を原因とする訴額不定の訴えの第一審を管轄する²⁹ (司法組織法典L. 221-4条)。ただし、不動産賃貸借、後見、占有、葬儀に係る訴訟等については訴額の上限がない (同法典L. 221-5条, R. 221-5条以下)。単独裁判官による審理が行われ (同法典L. 222-1), 口頭主義を特徴とする (民事訴訟法典846条)。

(イ) 刑事事件

刑事事件を扱う場合の小審裁判所を違警罪裁判所 (Tribunal de police) といい (司法組織法典L. 221-1条3項), 違警罪 (Contravention) ³⁰のうち最も重い第5級違警罪に係る事件の第一審

²⁷ 司法省ウェブサイト (<http://www.justice.gouv.fr/organisation-de-la-justice-10031/lordre-judiciaire-10033/tribunal-pour-enfants-19650.html>)。法案の内容については、国民議会ウェブサイト内のウェブページ (<http://www.assemblee-nationale.fr/14/propositions/pion0217.asp>) 参照。

²⁸ 前掲「数字で見る司法2014」9頁

²⁹ なお、対人の訴えや動産を対象とする訴えのうち、訴額4000ユーロ以下のものについては、終審として裁判する (同法典R. 221-4条)。

³⁰ 違警罪の刑によって処罰される、重罪と軽罪に次ぐ最も軽い犯罪をいう (刑法典111-1条)。違警罪の刑は、罰金刑、一定の権利剥奪刑又は権利制限刑、補充刑及び損害賠償制裁であり、罰金の額は1500ユーロ (再犯加重による場合は3000ユーロ。法人についてはその5倍。) 以下である (自然人につき、同法典131-12条, 131-13条, 法人につき、同法典131-37条, 131-38条)。なお、違警罪裁判所は、2017年1月1日以降、近隣裁判所の廃止に伴い、第1級から第5級までの全ての違警罪を管轄する予定である (2017年1月1日施行予定

を管轄する（同法典L. 221-10条，刑事訴訟法典521条）。民事事件と同様，単独裁判官による審理が行われる。

（ウ） 後見事件

小審裁判所所属の裁判官1名又は数名が成年後見裁判官（Juge des tutelles des majeurs）の職務を行う（司法組織法典L. 221-3条，L. 221-9条³¹）。

（エ） 連帯民事（市民）契約（Pacte Civil de Solidarité。以下「PACS」という。）

PACSとは，婚姻関係にない異性又は同性のカップルに対して婚姻夫婦に準ずる諸権利を付与するとともに，共同生活義務，相互金銭的援助義務を課す制度であり（民法典（Code civil）515-1条以下），1999年に導入された。PACSを締結する者は，小審裁判所書記局において登録を行う（同法典515-3条³²）。

カ 近隣裁判所（Juridiction de proximité）

控訴院の管轄区域内に少なくとも1庁設置される（司法組織法典L. 231-2条）。民事については，訴額4000ユーロ以下の対人の訴え及び動産を対象とする訴え並びに4000ユーロ以下の額の債務の履行を原因とする訴額不定の訴えを（同法典L. 231-3条，L. 231-4条），刑事については，第1級から第4級までの違警罪を管轄する（同法典L. 231-6条，刑事訴訟法典521条2項。ただし，法令等により小審裁判所が管轄することもある。）。民事事件及び刑事事件ともに，原則として，非職業裁判官である近隣裁判官（Juge de proximité）が単独裁判官として審理する（司法組織法典L. 232-1条，司法官職の地位に関する組織法律に関係する1958年12月22日オルドナンス第58-1270号（Ordonnance n° 58-1270 du 22 décembre 1958 portant loi

の刑事訴訟法典523条2項）。

³¹ 具体的には，①成年者に対する裁判上の保護（Sauvegarde de justice），保佐（Curatelle），後見（Tutelle）及び裁判上の支援措置（Mesure d'accompagnement judiciaire），②将来の保護の委任（Mandat de protection future）の行使に関する訴え等を担当する。

³² なお，公証人を通じての登録も可能である（同条5項）。

organique relative au statut de la magistrature.) 41-17条ないし41-24条)³³。

なお、近隣裁判所は2017年1月1日に廃止される予定である³⁴。

キ 労働裁判所 (Conseil de prud'hommes)

労働裁判所は、大審裁判所の管轄区域内に少なくとも1庁が置かれることとされ(労働法典(Code du travail) L. 1422-1条), 2014年1月現在、各地に210庁設置されている³⁵。労働契約上の個別的紛争事件等の第一審を管轄する裁判所である(労働法典L. 1411-1条ないしL. 1411-3条)³⁶。

使用者及び労働者双方から選挙されたそれぞれ同数の非職業裁判官の合議により審理が行われる(同法典L. 1421-1条)。この裁判官は、任期5年で選出され、再任されることができる(同法典L. 1442-3条1項)。労働裁判所は、それぞれ管理職部、工業部、商業部、農業部及びその他の職業の部という独立した5つの部(Section)を有している(労働法典L. 1423-1条1項, R. 1423-1条)。また、各部(部が複数の局(Chambre)に分かれているときは、その各局)は、それぞれ勧解部(Bureau de conciliation)、判決部(Bureau de jugement)及び急速審理構成体(Formation de référé)の3つの構成体を有しており(同法典L. 1423-1条2項, L. 1423-12条, L. 1423-13条, R.

³³ 司法省ウェブサイト近隣裁判所に関する説明がある(<http://www.justice.gouv.fr/organisation-de-la-justice-10031/lordre-judiciaire-10033/juridiction-de-proximite-19668.html>)。

³⁴ 近隣裁判所は、訴訟の分配及びいくつかの裁判手続の軽量化に関する2011年12月13日法律第2011-1862号(LOI n° 2011-1862 du 13 décembre 2011 relative à la répartition des contentieux et à l'allègement de certaines procédures juridictionnelles)(1)70条1項、1条により廃止される予定である。なお、同条項の適用開始日は、2012年12月24日法律第2012-1441号(LOI n° 2012-1441 du 24 décembre 2012 relative aux juridictions de proximité)1項2号a)及び2014年12月29日法律第2014-1654号(LOI n°2014-1654 du 29 décembre 2014)99条により、それぞれ2015年1月1日、2017年1月1日と延期された経緯がある。

³⁵ 前掲「数字で見る司法2014」9頁

³⁶ 司法省ウェブサイト内に労働裁判所に関する説明がある(<http://www.justice.gouv.fr/organisation-de-la-justice-10031/lordre-judiciaire-10033/conseil-de-prudhommes-12033.html>)。

1423-34条), 勸解が不調となった場合には, 判決部において審理される(同法典L. 1454-2条以下, R. 1454-29条以下)。なお, 必要に応じて, 報告裁判官による準備手続が行われる(同法典L. 1454-1条, R. 1454-1条以下)。

構成体において可否同数の場合には, 当該構成体に小審裁判所の裁判官1名が裁定裁判官(Juge départiteur)として加わり主宰する合議体で審理される(同法典L. 1454-2条以下, R. 1454-29条以下)。

ク 商事裁判所(Tribunal de commerce)

2014年1月現在, 各地に134庁設置されている³⁷。①商人間, 金融機関間及び商人と金融機関との間における契約に関する争い, ②商事会社に関する争い, ③商行為に関する争い, ④商人と非商人の署名が同時に記載されている約束手形に関する争いの第一審及び企業等商人の倒産手続を管轄する裁判所である(商法典(code de commerce) L. 721-3条, L. 721-4条, L. 722-2条,)³⁸。商人により選挙された少なくとも3名の非職業裁判官の合議により審理が行われる(同法典L. 722-1条, L. 722-3条, L. 722-6条)³⁹。なお, 商事裁判所が設置されていない地域では, 大審裁判所が上記事件を管轄する(同法典L. 721-2条)。

ケ その他の司法裁判所

農事賃貸借に関する紛争を扱う農事賃貸借同数裁判所(Tribunal paritaire des baux ruraux)⁴⁰, 社会保障法の適用に関するあらゆる係争を扱う社会保障事件裁判所(Tribunal des affaires de Sécurité sociale)⁴¹がある。

³⁷ 前掲「数字で見る司法2014」9頁

³⁸ 司法省ウェブサイト (<http://www.justice.gouv.fr/organisation-de-la-justice-10031/lordre-judiciaire-10033/tribunal-de-commerce-12031.html>)

³⁹ 脚注38ウェブサイト

⁴⁰ 小審裁判所裁判官を裁判長とし, 賃貸人を代表する2名の陪席裁判官及び定額小作人又は分益小作人を代表する2名の陪席裁判官(いずれも非職業裁判官)が合議体を構成する(農事法典(Code rural) L. 491-1条以下, 民事訴訟法典880条以下)。

⁴¹ 大審裁判所裁判官を裁判長とし, 労働者を代表する陪席裁判官1名及び使用者又は自営業者を代表する陪席裁判官1名の合計3名が合議体を構成する(社会保障法典

(2) 行政裁判所

行政裁判所は、行政系統に属する裁判所の総体である。行政裁判権は、行政権の一部として位置づけられる行政裁判所により、司法裁判権とは別個独立に行使される⁴²。このような行政裁判権の行政権内への留保及び立法権及び執行権からの行政裁判所の独立性は、憲法的価値を有するものとされ、法律による改正が許されない⁴³。

行政裁判所には、次のものがある（行政裁判法典（Code de justice administrative）L. 111-1条，L. 1条）。

ア コンセイユ・デタ⁴⁴（Conseil d'État）

パリに1庁設置されており、副院長（Vice-président）、部長（Président de section）、評定官（Conseiller d'État）、調査官（Maître des requêtes）、聴聞官（Auditeur）等（同法典L. 121-2条）約300名（出向中の者を含む。）の構成員及び書記官等その他の職員により構成されている⁴⁵。行政部（Section administrative）において諮問的権限（法令案の審査等）を、争訟部（Section du contentieux）において裁判的権限を行行使する（同法典L. 121-3条，L. 122-1条，L. 123-1以下，R. 122-1以下）。争訟部は10か部（Sous-section）で構成されており（同法典R. 122-1条2項）⁴⁶，共和国大統領によるオルドナンス及びデクレ（政令）に対する訴え（同法典R. 311-1条1号），大臣及び他の国家機関の行政立法行為並びにそれらの一般的効力に関する通達及び訓令に対する訴え（同条2号），共和国大統領のデクレによって任命される公務員の任用及び懲戒に関する訴訟（同条3号），コンセイユ・デタが第一審かつ終審として管轄を有する訴訟における行為の解釈訴訟及び適法性審

（Code de la sécurité sociale）L. 142-1条以下）。

⁴² 司法省ウェブサイト（<http://www.justice.gouv.fr/organisation-de-la-justice-10031/lordre-administratif-10034/>）

⁴³ 司法研修所編『フランスにおける行政裁判制度の研究（司法研究報告書第49輯第1号）』（法曹会，1998）17頁－18頁

⁴⁴ 「国務院」と訳されることもあるが、本報告書では「コンセイユ・デタ」という。

⁴⁵ コンセイユ・デタウェブサイト内のウェブページ（<http://www.conseil-etat.fr/Conseil-d-Etat/Organisation>）

⁴⁶ 構成員についてはR. 122-2条参照。

査訴訟（同条6号），欧州議会代表選挙及び地方圏の議会議員選挙に対する異議（同法典L. 311-3条）等⁴⁷について，第一審かつ終審として管轄し，一定の事件については控訴審かつ終審として管轄する（同法典L. 321-2条，R. 321-1条）ほか，終審として下された全ての行政裁判所による決定に対する（特別の不服申立てとしての）破毀申立てについて管轄を有る（同法典L. 331-1条）。

イ 行政控訴院（Cour administrative d'appel）

行政控訴院は，全国に8庁設置されており⁴⁸，地方行政裁判所の判決等に対する上訴審を管轄する（同法典L. 321-1条）⁴⁹。基本的に3名の裁判官による合議制で審理される（同法典L. 222-1条，R. 222-2条）。

ウ 地方行政裁判所（Tribunal administratif）

地方行政裁判所は，各地に42庁設置されており⁵⁰，行政事件一般の第一審を管轄する。3名の裁判官による合議制が原則である（同法典L. 222-1条，R. 222-2条）が，運転免許に関する訴訟等，重要性の低い訴訟については，単独制によることができる（同法典R. 222-13条，R. 732-1-1条⁵¹）。審理には，論告担当官（Rapporteur public）1名が参加し，独立して，自らの事件に対する意見を述べる（同法典L. 7条）⁵²。

⁴⁷ 「等」の内容については同法典L. 311-4条ないしL. 311-12条参照。

⁴⁸ コンセイユ・デタウェブサイト内のウェブページ（<http://www.conseil-etat.fr/Tribunaux-Cours/Organisation/>）

⁴⁹ 労働法典L. 2122-11条の適用による労働組合の代表性に関する労働大臣のアレテに対する訴えについては，パリ行政控訴院が第一審かつ終審として審理する（行政裁判法典R. 311-2条1号）などの特則も設けられている（R. 311-3条も参照）。

⁵⁰ 前掲ウェブページ（<http://www.conseil-etat.fr/Tribunaux-Cours/Organisation/>）

⁵¹ 裁判所長又は少なくともグレード1を有する裁判官若しくは2年以上の在職年数を有する裁判官の中から裁判所長が指名する者が審理を担当する。

⁵² 以前は論告担当官（commissaire du gouvernement）と呼ばれたが，行政裁判所の論告担当官及び当該裁判所の法廷運営に関する2009年1月7日デクレ第2009-14号（Décret n° 2009-14 du 7 janvier 2009 relatif au rapporteur public des juridictions administratives et au déroulement de l'audience devant ces juridictions）1条により，呼称が変更された。

エ その他の行政裁判所

国、国の公施設法人、社会保障機関及び国の財政的援助を受ける私的機関の財務に関する書類検査又は実地検査を行う会計検査院（Cour des comptes）（財務裁判所法典（Code des juridictions financières）L. 111-1条以下）⁵³、州を管轄する財務裁判所である州会計検査院（Chambre régionale des comptes）（同法典L. 211-1条以下）⁵⁴、海外領土を管轄する財務裁判所である海外領土会計検査院（Chambre territoriale des comptes）（同法典L. 250-1条以下）等がある。

(3) その他の裁判所組織

ア 憲法院（Conseil constitutionnel）

パリに1庁設置されている。憲法院は、共和国大統領、国民議会（Assemblée nationale）議長及び元老院（Sénat）議長からそれぞれ3名ずつ任命された委員9名から構成され、これに加え、元共和国大統領が当然に終身の構成員となる（憲法（Constitution du 4 octobre 1958）56条）。

司法権にも行政権にも属しない裁判所組織であり、①法律に対する抽象的違憲審査⁵⁵、②国民投票、共和国大統領、国会議会議員及び元老院議員の

⁵³ 会計検査院の判決はコンセイユ・デタによる破毀の対象となり得る。

⁵⁴ 州会計検査院の判決は、会計検査院に対する控訴の対象となる。

⁵⁵ 憲法院による法令の憲法適合性審査としては、従来、両議院による法案可決後大統領による審署前に行う事前審査のみが存在していたところ、2008年7月の憲法改正により、事後的な具体的審査制度として、法律の憲法適合性に係る先決問題（Question prioritaire de constitutionnalité。以下「QPC」という。）の手續が導入され（憲法61-1条、行政裁判法典L. O. 771-1条、L. O. 771-2条、司法組織法典L. O. 461-1条、L. O. 461-2条）、同制度は、2010年3月から開始されている。

QPCの手續の流れは次のとおりである。

全ての訴訟当事者は、当該訴訟において適用される法規が憲法の保障する権利又は自由を侵害すると考えたときは、当該規定の合憲性について異議を申し立てることができる。これを受けた裁判機関は、当該QPCをコンセイユ・デタ又は破毀院に伝達するか否かについて判決する。コンセイユ・デタ又は破毀院は、QPCが伝達された場合には、これを憲法院へ移送するか否かを判断する。

上記の手續を経てQPCを付託された憲法院は、共和国大統領、首相、国民議会議長及び元老院議長に対して直ちに答申を求め、この四者は、当該QPCについての意見を憲法院に提出する（憲法院の組織法に関する1958年11月7日オルドナンス第58-1067号（Ordonnance n° 58-1067 du 7 novembre 1958 portant loi organique sur le Conseil constitutionnel）23条-8条1項）。制度の詳細については、同オル

選挙に関する訴訟を管轄する（憲法 58 条ないし 60 条）⁵⁶。

イ その他

司法裁判所系統と行政裁判所系統との間の管轄に関する紛争を裁判する権限争議裁判所（Tribunal des conflits）⁵⁷，政府構成員の犯罪を扱う共和国法院（Cour de justice de la République）（憲法 68-1 条 2 項）のほか，戦時にのみ設置される軍事例外裁判所として，国民又はその財産に対して軍隊の構成員や敵国の国民らが行った犯罪等について管轄権を有する本国軍事裁判所（Tribunal territorial des forces armées）（新軍事裁判法典（Code de justice militaire (nouveau)）L. 1 条 2 号，L. 112-1 条以下），領土外又は領土内において軍隊が駐留・行動する際に設置される戦時軍事裁判所（Tribunal militaire aux armées）（同法典 L. 1 条 2 号，L. 112-27 条以下）がある。

2 司法行政

裁判所は，司法大臣をトップとした司法省に属し，裁判所（検察局を含む。）に関する司法行政は，司法省の機関の一つである司法局（Direction des services judiciaires）により運営されている（司法省の組織に関する 2008 年 7 月 9 日デクレ第 2008-689 号（Décret n° 2008-689 du 9 juillet 2008 relatif à l'organisation du ministère de la justice）3 条）⁵⁸。

ドナンス 23-1 条以下参照。なお，憲法院が違憲と判断した規定は，その判断の公表日又は当該判断において定められた日以降，効力を失う（憲法 62 条 2 項）。

⁵⁶ 憲法院のウェブページ（<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/le-conseil-constitutionnel/la-saisine/comment-saisir-le-conseil-constitutionnel/-comment-saisir-le-conseil-constitutionnel.17421.html>）も参照。

⁵⁷ 憲法院よりは下位に位置付けられるものの，司法・行政両系統の裁判所よりも上位に位置付けられる。同裁判所は，コンセイユ・デタ及び破毀院から同数ずつ選出された裁判官により構成される（コンセイユ・デタの再編に関する 1872 年 5 月 24 日法律（Loi du 24 mai 1872 portant réorganisation du Conseil d'Etat）1 条）。なお，同法律は，2015 年 2 月 16 日法律 2015-177 号（LOI n° 2015-177 du 16 février 2015 relative à la modernisation et à la simplification du droit et des procédures dans les domaines de la justice et des affaires intérieures (1)）により，従来の 25 条以下が廃止され，新たに 1 条から 16 条までが創設された。これにより，司法大臣が主宰する旨の条文はなくなった。新法は，2015 年 2 月 17 日デクレ 2015-233 号（Décret n° 2015-233 du 27 février 2015）により，施行日は同年 4 月 1 日と定められている。

⁵⁸ 司法省ウェブページ（<http://www.justice.gouv.fr/le-ministere-de-la-justice-10017/>）参

また、同様に司法省の機関の一つである司法業務統括視察局（Inspection général des services judiciaires）は、司法省の各機関、第一審・第二審の司法裁判所、司法省の活動に関連する活動をしている公法人・私法人の職務の監督、司法官・書記官の懲戒に関する調査の前段階としての行政上の調査、司法省・司法裁判所の会計に関する内部監査等の任務を担っている（同デクレ8条、司法業務統括視察官の権限及び職務の編成に関する2010年12月29日デクレ第2010-1668号（Décret n° 2010-1668 du 29 décembre 2010 relatif aux attributions et à l'organisation des missions de l'inspecteur général des services judiciaires）1条、2条）⁵⁹。

3 裁判官（Juge）

(1) 司法裁判所の裁判官（Magistrat du siège）

ア 司法裁判所の裁判官は、検察官と共に司法官（Magistrat）と呼ばれ（憲法64条3項参照）、司法職団（Corps judiciaire）と呼ばれる同一の職業集団に属しており⁶⁰、裁判官と検察官との間では頻繁な異動がある。ただし、裁判官は、憲法上、不可異動性（Inamovibilité）が保障される（同条4項）など、検察官よりも高度な独立性を有する。司法官は、国立司法学院（École nationale de la magistrature）の卒業生から任命され、定年までの職にとどまるキャリアシステムが採用されている（司法官の地位についての組織法に関する1958年12月22日オルドナンス第58-1270号（Ordonnance n° 58-1270 du 22 décembre 1958 portant loi organique relative au statut de la magistrature）15条以下）が、一定期間経験を積んだ大学教授や弁護士、主任書記官、司法省の公務員から直接採用されることもある（同オルドナンス22条以下）。

イ 裁判官の人事に関しては、昇進委員会（Commission d'avancement）⁶¹や、

照。

⁵⁹ なお、司法省のサイト（<http://www.justice.gouv.fr/le-ministere-de-la-justice-10017/inspection-generale-des-services-judiciaires-10027/>）参照。

⁶⁰ 例外裁判所（商事裁判所、労働裁判所、近隣裁判所等）においては、選挙又は任命された非職業裁判官が裁判するが、これらの者は司法官ではない。

⁶¹ 破毀院の部長判事の最年長者が委員長、同院首席法院検事の最古参者が副委員長を務め、司法省司法業務統括視察官、司法局長のほか、司法官の中から選出された複

憲法上の機関である司法官職高等評議会（Conseil supérieur de la magistrature）が大きな権限を持つ（前者につき同オルドナンス 35 条以下、後者につき憲法 64 条、65 条）。

司法官職高等評議会は、司法官の人事に関する提案ないし意見陳述を行うとともに、司法官の懲戒に関与し、恩赦の申立てについても諮問を受ける。裁判官について管轄権限を有する構成体と検察官について管轄権限を有する構成体がある（憲法 65 条 1 項）。前者の構成体は、破毀院長が議長を務め、裁判官 5 名、検察官 1 名、コンセイユ・デタにより指名されたコンセイユ・デタの評定官 1 名、弁護士 1 名並びに共和国大統領、国民議会議長及び元老院議長からそれぞれ 2 名ずつ任命された委員（ただし、議会、司法系統、行政系統のいずれにも属さない者）の合計 15 名からなる（同条 2 項）。後者の構成体は、破毀院検事長が議長を務め、検察官 5 名、裁判官 1 名、コンセイユ・デタにより指名されたコンセイユ・デタの評定官 1 名、弁護士 1 名及び他の委員 6 名（任命方法は裁判官について管轄権限を有する構成体と同様）の合計 15 名からなる（同条 3 項）。

ウ 司法職団の階級としては、2 級（Second grade）及び 1 級（Premier grade）の 2 段階があり（前掲 1958 年 12 月 22 日オルドナンス 2 条）、さらに一定の職務について超階級（Hors hiérarchie）が定められている（同オルドナンス 3 条⁶²）。

昇進の例としては、次のようなものが考えられる。

大審裁判官（Juge）・小審裁判官（Juge d'instance）（2 級）→大審裁判所長補佐（Vice-président）・控訴院裁判官（Conseiller）（1 級）→控訴院部長判事・一部の大審裁判所長（超階級）。

(2) 行政裁判所の裁判官

行政裁判所の裁判官（Conseiller）は、司法官ではなく行政官であり、法

数の委員（具体的には、破毀院所属の超階級の司法官 2 名（裁判官・検察官 1 名ずつ）、控訴院長全体及び控訴院検事長全体からそれぞれ選出された各 2 名及び下級裁判所の司法官 10 名）で構成される。

⁶² 調査裁判官・調査法院検事を除く破毀院の司法官、控訴院長、控訴院検事長、控訴院部長判事、控訴院検事等

廷において法服を着用しない。その中核部分の任用は、中央官庁等の最上級公務員と同様に国立行政学院（École nationale d'administration）の卒業生から行われる。また、裁判官に任用されたとしても、一定期間、他の行政官庁に出向することが制度化されている。

4 書記局

司法裁判所の書記局の職員は、国家公務員一般に適用されるAないしDの4カテゴリーに階層化されており（国家公務員に関する規約上の規定に関する1984年1月11日法律第84-16号（Loi n° 84-16 du 11 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique de l'Etat）29条），カテゴリーAに当たる主任書記官（Greffier en chef），カテゴリーBに当たる書記官（Greffier）及び行政秘書官（Secrétaire administratif），カテゴリーCに当たる事務官（Adjoint administratif）で構成されている（主任書記官につき司法業務の主任書記官特有の地位に関する1992年4月30日デクレ第92-413号（Décret n°92-413 du 30 avril 1992 portant statut particulier des greffiers en chef des services judiciaires）1条，書記官につき司法業務の書記官特有の地位に関する2003年5月30日デクレ第2003-466号（Décret n°2003-466 du 30 mai 2003 portant statut particulier des greffiers des services judiciaires）1条，行政秘書官につき国家公務員のうち行政秘書官の職団等に適用される共通の規約上の規定を定める2010年3月19日のデクレ第2010-302号（Décret n° 2010-302 du 19 mars 2010 fixant les dispositions statutaires communes applicables aux corps des secrétaires administratifs des administrations de l'Etat et à certains corps analogues relevant du décret n° 2009-1388 du 11 novembre 2009 portant dispositions statutaires communes à divers corps de fonctionnaires de la catégorie B de la fonction publique de l'Etat）1条，事務官につき国家公務員のうち事務官の職団に適用される共通の規約上の規定に関する2006年12月23日のデクレ第2006-1760号（Décret n° 2006-1760 du 23 décembre 2006 relatif aux dispositions statutaires communes applicables aux

corps d'adjoints administratifs des administrations de l'Etat) 1 条) ⁶³。なお、前記第 1・1(1)クの商事裁判所の書記局の職員は、公務員ではない。

法律上、主任書記官と書記官の権限は明確に分けられており、主任書記官は、主として予算、一般職の人事管理及び庁舎管理などの管理的業務を中心とする司法行政を（司法組織法典 R. 1 2 3－4 条以下、前掲 1 9 9 2 年 4 月 3 0 日デクレ 2 条）、書記官は、公証官として公判立会など裁判事務を担当する（司法組織法典 R. 1 2 3－1 3 条 2 項、前掲 2 0 0 3 年 5 月 3 0 日デクレ 2 条）⁶⁴。

主任書記官になるためには、学士以上（Bac+3）の学位等を条件とする外部試験又は 4 年間の公務の経験のある公務員を対象とした内部試験等に合格する必要がある（前掲 1 9 9 2 年 4 月 3 0 日デクレ 6 条、7 条）。また、書記官になるためには、大学 2 年修了以上（Bac+2）の学位所持者を対象とする外部試験又は 4 年間の公務の経験のある公務員を対象とした内部試験等に合格する必要がある（前掲 2 0 0 3 年 5 月 3 0 日デクレ 6 条、7 条）。主任書記官及び書記官の各試験合格後は、国立書記官学校（École nationale des greffes）で養成研修を受け（前掲 1 9 9 2 年 4 月 3 0 日デクレ 1 8 条、前掲 2 0 0 3 年 5 月 3 0 日デクレ 1 3 条）、研修中の成績に応じて、司法省司法局により示されるリストから、希望のポストを選ぶ。

全ての職種に 2 つの等級（Grade）があり（主任書記官につき前掲 1 9 9 2 年 4 月 3 0 日デクレ 3 条、書記官につき前掲 2 0 0 3 年 5 月 3 0 日デクレ 3 条）、主任書記官の場合、1 級に昇級するためには、筆記試験及び口頭試験に

⁶³ なお、司法省及び国立書記官学校の各ウェブサイト内のウェブページにも、各職員に関する説明がある（<http://www.metiers.justice.gouv.fr/greffier-en-chef-12573/le-metier-12574/>, <http://www.metiers.justice.gouv.fr/greffier-12565/le-metier-12566/>, <http://www.metiers.justice.gouv.fr/fonctions-supports-12683/secretaire-administratif-12726/>, <http://www.metiers.justice.gouv.fr/fonctions-supports-12683/adjoint-administratif-12727/>, <http://www.eng.justice.fr/index.php?rubrique=11692&ssrubrique=11697>, <http://www.eng.justice.fr/index.php?rubrique=11692&ssrubrique=11698>, <http://www.eng.justice.fr/index.php?rubrique=11692&ssrubrique=11699>, <http://www.eng.justice.fr/index.php?rubrique=11692&ssrubrique=11700>）

⁶⁴ なお、主任書記官も法律・規則に定められた場合には公判立会を担当するものとされている（司法組織法典 R. 1 2 3－1 3 条 2 項）。

合格する必要がある（前掲 1992 年 4 月 30 日デクレ 24 条以下，司法業務のうち主任書記官の職団 1 級に昇級するための専門試験の編成・運営規則を定める 2010 年 11 月 18 日のアレテ（Arrêté du 18 novembre 2010 fixant les règles d'organisation et de déroulement de l'examen professionnel pour l'accès au premier grade du corps des greffiers en chef des services judiciaires）5 条）⁶⁵。

国立書記官学校では，養成研修のほか継続研修も行われており（主任書記官につき前掲 1992 年 4 月 30 日デクレ 19 条，書記官につき前掲 2003 年 5 月 30 日デクレ 15 条），大半の講師は主任書記官である。同校では，国立司法学院と同様，様々な国の研修生の受入れを継続的に行っている。

第 2 検察局・検察官

1 検察局（Parquet）

検察局は，司法職団に属する司法官によって構成され，大審裁判所，控訴院及び破毀院の各裁判所内に設置されている（司法組織法典 L. 122-1 条 1 項）。控訴院及び破毀院の検察局の長は，法院検事長（Procureur général）と呼ばれ（同法典 L. 312-7 条，R. 432-1 条 1 項），それぞれ，控訴院では法院検事（Avocat général），法院検事長代理（Substitut général）に，破毀院では首席法院検事（Premier avocat général），法院検事（Avocat général）に補佐される（控訴院につき同法典 R. 312-18 条，破毀院につき同法典 R. 432-4 条）。また，大審裁判所の検察局の長は共和国検事（Procureur de la République）と呼ばれ（同法典 L. 212-6 条），その下に共和国次席検事（Procureur de la République adjoint），首席共和国検事代理（Vice-procureur de la République又はPremier substitut），共和国検事代理（Substitut du procureur de la République）等がいる（同法典 R. 212-15 条）。なお，日本と異なり，検察局の事務局は，裁判所のそれと共通である。

他方，上記以外の裁判所では，司法官又は当該裁判所を組織する法律に規定

⁶⁵ なお，書記官については，前掲 2003 年 5 月 30 日デクレ 22 条以下，司法業務のうち書記官の職団の 1 級に昇級するための専門試験の一般的な編成，試験の性質及びプログラムを定めるアレテ（Arrêté du 18 avril 2011 fixant l'organisation générale, la nature des épreuves et le programme de l'examen professionnel pour l'accès au premier grade du corps des greffiers des services judiciaires）5 条参照。

された条件により資格を付与された者が検察局の職務に当たる（同法典L. 122-1条2項）。

2 検察官（Ministère public, Magistrat du parquet）

検察官は、刑事事件を中心とする職務に従事し、司法警察による捜査を指揮し、起訴に関する裁量権を有する（刑事訴訟法典40-1条，41-1条，41-2条，75条以下）⁶⁶。また，検察官は，国家を代表して公判に出席し，法の適用を求めて証人等の尋問や論告求刑を行うほか，刑の執行を確保する（同法典32条，33条，707-1条）。さらに，民事分野でも，公益の代表者としての役割を担い，倒産手続や人の身分に関する事件等で重要な役割を果たす（民事訴訟法典424条ないし431条）。検察官は，前記のとおり，裁判官と同一の職業集団（司法職団）を構成するが，裁判官同様の独立性（不可動性）の保障はなく，職務上の上司に服従する義務を負う（前掲1958年12月22日オルドナンス5条）。

第3 弁護士・弁護士会

従前は，弁護士（Avocat）と代訴士（Avoué）の二元主義が採られていたが，1971年の改革⁶⁷により，代訴士の一部（大審裁判所及び商事裁判所所属の代訴士）が弁護士に統合された。また，残存していた控訴院付代訴士についても，2012年1月1日から弁護士に統合された⁶⁸。

1 弁護士（Avocat）

弁護士の職務内容は次のとおりである（前掲1971年12月31日法律4条以下）。

- ① 法律問題についての助言相談。契約書・定款等の法律文書の作成。
- ② 訴訟手続の各段階での審理への立会い，法廷での弁論。

⁶⁶ フランス行政ウェブページ（<http://vosdroits.service-public.fr/F2176.xhtml#N10115>）も参照。

⁶⁷ 司法・裁判上の専門職の一部に係る改革に関する1971年12月31日の法律第71-1130号（Loi n° 71-1130 du 31 décembre 1971 portant réforme de certaines professions judiciaires et juridiques）による。

⁶⁸ 控訴院での代理の改革に関する2011年1月25日の法律第2011-94号（Loi n° 2011-94 du 25 janvier 2011 portant réforme de la représentation devant les cours d'appel）2条，3条による改正後の前掲1971年12月31日法律2条1項，5条2項。

破毀院及びコンセイユ・デタを除く裁判所において活動可能である。

③ 裁判における当事者の代理、訴訟文書の作成・提出。

登録弁護士会の所在する大審裁判所の管轄地域で活動可能である（同法律5条2項）。もっとも、ある大審裁判所の所在地の弁護士会に登録する弁護士数が事件の迅速な処理に不足すると判断されるときは、当該大審裁判所を管轄する控訴院の管轄地域内に所在する他の弁護士会の弁護士も、当該控訴院の許可により（通常は許可される。）、上記職務を遂行できる（同条3項、4項）。

2 コンセイユ・デタ＝破毀院付弁護士（Avocat au Conseil d'État et à la Cour de cassation）⁶⁹

省略して法院弁護士（Avocat aux Conseils）とも称され、コンセイユ・デタ及び破毀院において弁護士の役割を果たす。弁護士としての一定の経験と年齢が要件とされる⁷⁰。なお、職株の保有が必要である⁷¹が、専門職民事組合（Société civile professionnelle）が職株を保有することも認められており、一組合につき自然人4名の弁護士を有することができる⁷²。

⁶⁹ コンセイユ・デタ＝破毀院付弁護士職団との名称により法院弁護士の職団及び破毀院付弁護士の団体を併合し、ひいては正規会員の数を定めるとともに、職団の内部規律を含む1817年9月10日オルドナンス（Ordonnance du 10 septembre 1817 qui réunit, sous la dénomination d'Ordre des avocats au Conseil d'Etat et à la Cour de cassation, l'ordre des avocats aux conseils et le collège des avocats à la Cour de cassation, fixe irrévocablement, le nombre des titulaires, et contient des dispositions pour la discipline intérieure de l'Ordre.）参照。

⁷⁰ 具体的な要件は、コンセイユ・デタ＝破毀院付弁護士の職務に従事する条件に関する1991年10月28日デクレ第91-1125号（Décret n°91-1125 du 28 octobre 1991 relatif aux conditions d'accès à la profession d'avocat au Conseil d'Etat et à la Cour de cassation）1条等に規定されている。

⁷¹ 従前、60株に限定されていたが、その規定は廃止された（司法・裁判上の専門職の発展に関する2009年4月22日デクレ第2009-452号（Décret n°2009-452 du 22 avril 2009 relatif à l'évolution des professions juridiques et judiciaires）15条による改正後の前掲1817年9月10日オルドナンス3条）。

⁷² 従前、一組合当たりの自然人の弁護士数は3名とされていたが、2013年6月5日デクレ2013-470号（Décret n°2013-470 du 5 juin 2013 portant augmentation du nombre d'associés au sein des sociétés civiles professionnelles d'avocats au Conseil d'Etat et à la Cour de cassation）1条により、4名に変更された（コンセイユ・デタ＝破毀院付弁護士の職務に対する専門職民事組合に関する1966年11月29日法律第66-879号の適用に関する1978年3月15日デクレ第78-380号（Décret n°78-380 du 15 mars 1978 portant application à la profession d'avocat au

3 弁護士会 (Barreau)

大審裁判所の所在地ごとに、弁護士の自治組織として弁護士会が置かれ、弁護士会会長 (Bâtonnier) がこれを代表している。同じ控訴院の管轄区域内に設立されている複数の弁護士会は、単一の弁護士会に統合するよう定めることができる。弁護士がその職務を行うためには、必ず弁護士会に登録しなければならない (前掲 1971 年 12 月 31 日法律 5 条 2 項)。なお、弁護士会ごとに運営上・懲戒上の権限を有する弁護士職団評議会 (Conseil de l'ordre des avocats) が存在するほか、1993 年、全てのフランス弁護士会の共同活動及びヨーロッパの弁護士会との関係促進を目的とする弁護士会全国評議会 (Conseil national des barreaux) が創設された⁷³。

第 4 法曹養成制度

1 学識過程⁷⁴

(1) 法学部

大学本科は、3つの課程から成り立っており、第1課程2年間及び第2課程2年間がいわゆる学部教育に相当し、その後の第3課程が大学院教育に相当する。

第1課程の2年間は、法学に関する基礎的知識を習得するために充てられており、これを修了することによって「大学一般教育免状－法学」(Diplôme d'études universitaires générales-mention droit) が付与される。

第2課程の2年間は、1年目で法学士 (Licence en droit) の学位が、2年目で法学修士 (Maîtrise en droit) の学位が付与される。この段階では、専攻に応じてコース分けがされるようになり、法学士では公法、私法及び法史といった大まかな区分が、法学修士では、国内公法、国際関係法、民事法及び社会法といった細分化された区分がなされている。

第3課程において正規のカリキュラムが組まれているのは1年目のみであ

Conseil d'Etat et à la Cour de cassation de la loi n° 66-879 du 29 novembre 1966 relative aux sociétés civiles professionnelles) 4 条)。

⁷³ 弁護士職を組織する 1991 年 11 月 27 日のデクレ第 91-1197 号 (Décret n°91-1197 du 27 novembre 1991 organisant la profession d'avocat) 19 条以下に、これに関する規定がある。

⁷⁴ 『Le droit français フランス法 (第4版)』滝沢正 217 頁

る。学問を専門的に修めようとする者は、研究教育免状（Diplôme d'étude approfondie）コースに入り、実務に就いているが高度の法学専門職（公証人等）に就くため学問的に再教育を受けたいという者は、専修教育免状（Diplôme d'étude scientifique spécialisée）コースを選ぶ。

(2) 国立行政学院⁷⁵

行政裁判所の裁判官になるためには、高等専門学校（グランゼコール（Grandes écoles））の一つであり、フランスにおける最高の官吏職団に属する上級公務員の採用・養成を行っている国立行政学院を修了する必要がある。入学するために、法学部を卒業している必要はない。国立行政学院における2年間の講義及び現場の研修を経て、最終的な修了試験に合格した者は、その席次に従い、順次定員に至るまで希望する官庁に配属される。

2 司法試験及び実務研修過程

フランスでは、司法官（裁判官及び検察官）と弁護士とを別途に養成する制度が採られている。

(1) 司法官の養成

司法官となるためには、司法官試補⁷⁶（Auditeur de justice）として、原則2年7か月間にわたり、国立司法学院における理論研修及び各裁判所等における実務研修を受け（国立司法学院に関する1972年5月4日デクレ第72-355号（Décret n°72-355 du 4 mai 1972 relatif à l'Ecole nationale de la magistrature）40条以下）、これらの研修終了前に行われる試験に合格する必要がある。なお、上記試験の主たる目的は、成績順位を定めることにあり（同順位に従った任用がされる。）、不合格者はほとんどいない。また、司法官試補となるためには、原則として、31歳以下の学士又はそれに相当する学位を有する者を対象とするもの（第1種）を始めとする3種類の選抜試験のいずれか（各3回までの回数制限がある。）を受験する（同デクレ16

⁷⁵ 同前232頁-233頁

⁷⁶ 日本の司法修習生と異なり、司法官と同一の職団に属し、裁判行為（弁論指揮、期日指定）をすることができる（前掲1958年12月22日オルドナンス19条参照）ため、日本の司法修習生と区別するために「司法官試補」の訳が適当と思われる（山本和彦「フランスの司法」283頁参照）。

条、17条、前掲1958年12月22日オルドナンス15条、17条)。
2014年実施の第1種試験合格者は173名であり、受験者に対する対受験者合格率は11.67%、うち女性は139名で80.34%を占めた⁷⁷。
なお、上記選抜試験の合格者のほか、司法作用の性質を有する法律、経済又は社会学分野の活動に4年間従事した者(法学修士号所持者であり、国籍等の他の要件を充たす者)等から直接任命される者もいる(前掲1972年5月4日デクレ33条、前掲1958年12月22日オルドナンス18-1条⁷⁸)。なお、司法官試補には給与が支給される(前掲1972年5月4日デクレ13条2号、前掲1958年12月22日オルドナンス1条、42条)。

(2) 弁護士養成

ア 弁護士

弁護士となるためには、控訴院の管轄区域ごとに設けられている州弁護士研修センター(Centre régional de formation professionnelle des avocats : CRFPA)で、少なくとも1年6か月にわたる理論研修及び実務研修を受けた後、弁護士職適格証明(Certificat d'aptitude à la profession d'avocat : CAPA)の取得のための試験に合格する必要がある(前掲1971年12月31日法律12条1項)。同証明を取得すれば、弁護士会に直ちに本登録することができる。なお、同試験にはほとんどの研修生が合格し、年間1300から1400名程度が同証明を得る。

また、上記研修センターへ入所するためには、法学修士又は同等の学位を得た上(同法律11条1項2号、前掲1991年11月27日デクレ52条1項)、入所試験に合格しなければならない。入所試験には3回の受験回数制限がある(同デクレ52条2項)。入所試験の合格率の平均は3

⁷⁷ 「PROFIL DE LA PROMOTION 2015 DES AUDITEURS DE JUSTICE ISSUS DE S TROIS CONCOURS D'ACCES ET DU RECRUTEMENT SUR TITRES」 (http://www.enm-justice.fr/uses/lib/5762/profil_promo_2015.pdf) 6頁, 7頁

⁷⁸ ほかに、法学博士号所持者でかつ他の高等研究免状を有している者や、法学修士号を取得した後に公的な高等教育機関において法学の教授職又は研究職に3年間従事している者のうち、法学の高等教育免状を有している者について規定している。

0ないし35%である⁷⁹。なお、研修センターでの研修中は、特別手当（gratification）が支給される⁸⁰。

イ コンセユ・デタ＝破毀院付弁護士

弁護士としての一定の経験及び年齢が要件とされている。具体的には、コンセユ・デタ＝破毀院付弁護士研修研究所（Institut de formation et de recherche des avocats aux conseils : IFRAC）への入所試験合格後、3年にわたる研修を受け、研修修了証を付与された後に、コンセユ・デタ＝破毀院付弁護士適格証明（Certificat d'aptitude à la profession d'avocat aux conseils : CAPAC）取得試験（3回の受験回数制限がある。）に合格する必要がある（1991年10月28日デクレ（Décret n°91-1125 du 28 octobre 1991 relatif aux conditions d'accès à la profession d'avocat au Conseil d'Etat et à la Cour de cassation）6条、8条、16条、17条）⁸¹。

3 継続研修

司法官に提供される継続研修は、中央集中型の研修（Formation continue nationale）と、地方分散型の研修（Formation continue déconcentrée）とがあり、前者は主に国立司法学院が、後者については主に破毀院や各控訴院がそれぞれ担い、国立司法学院が予算を支出する⁸²。

司法官は、毎年最低5日間の継続研修を受講し、これまでに担当したことのない職務に当たることとなった場合には、対応する研修を2か月間受講する。国立司法学院は、司法官がこれらの受講義務を果たすことができるように体制を確保しなければならない（前掲1972年5月4日デクレ50条）。

⁷⁹ Serge GUINCHARD (2012). *COMMENT DEVENIR AVOCAT*. Lextenso éditions, pp.17. なお、DALLOZ社のウェブサイト内のウェブページ（<http://www.prepa-dalloz.fr/lexamen-du-crfpa.html>）では、各地の司法学院（Institut d'études judiciaires）によって異なるものの、合格率の平均は25ないし45%とされている。

⁸⁰ 弁護士事務所の研修生に関する2007年1月19日職業上の合意（Accord professionnel du 19 janvier 2007 relatif aux stagiaires des cabinets d'avocats）2条以下（前掲1991年11月27日デクレ56条以下の規定に従って研修を行っている研修生に対して支給される。）

⁸¹ コンセユ・デタ＝破毀院付弁護士職団のウェブページ（http://www.ordre-avocats-cassation.fr/devenir_fr.html）も参照。

⁸² 国立司法学院ウェブページ（<http://www.enm-justice.fr/formation-continue/accueil.php>）

継続研修の目的は、①法律改正や判例のフォロー、②司法官の職務の変化への対応、③管理職としての管理・統率力向上、④方法論の提供、⑤知識交換や優れた新実務の出現促進・周知に向けた貢献、⑥近隣分野に対する素養の確保、⑦EU法や国際法に対する知識の深化、⑧経済的、社会的環境への理解などである⁸³。

国立司法学院が毎年提供しているプログラムは、裁判官の職務倫理、民事・刑事事件の実務、司法行政、司法の国際化、経済関係の実務等、多岐にわたる⁸⁴。司法官は、これらのプログラムを自ら選択する。

第5 裁判手続

1 民事事件

(1) 民事通常事件

大審裁判所における手続では、例外規定がない限り弁護士を選任しなければならず（民事訴訟法典751条1項。弁護士強制主義。）、法定額の範囲内における弁護士報酬は、訴訟費用として敗訴当事者の負担となる（同法典695条7号、696条1項）。なお、大審裁判所及び小審裁判所での訴訟提起手数料は無料である⁸⁵。

ア 民事事件の流れ

(ア) 召喚状（Assignment）の送達

原告は、主に執行吏（Huissier de justice）に依頼して、我が国の訴状に相当する召喚状を被告に送達することにより訴訟を開始する（民事訴訟法典55条、651条2項）。召喚から4か月以内（小審裁判所及び商事裁判所では遅くとも弁論の日の8日前まで）に、いずれかの当事者が裁判所

⁸³ 国立司法学院ウェブページ（http://www.enm-justice.fr//formation-continue/fcn_objectifs.php）

⁸⁴ 国立司法学院の継続研修に関するパンフレット（<https://formation.enm.justice.fr/Lists/EspaceDocumentaire/Catalogue-FC-2015.pdf>）

⁸⁵ 訴訟提起手数料は、2011年7月29日法律2011-900号54条により導入された一般租税法典（Code général des impôts）1635条bis Q1項により、2011年10月1日以降一律35ユーロとされたが、同項は、2014年予算に関する2013年12月29日法律2013-1278号（LOI n° 2013-1278 du 29 décembre 2013 de finances pour 2014）128条1項により廃止された。そのため、訴訟提起手数料は2014年1月1日から再び無料となった。

書記課に召喚状の写しを提出することにより、事件が裁判所に係属する（同法典 757 条 1 項, 2 項, 839 条 1 項, 2 項, 857 条 1 項, 2 項）⁸⁶。また、原告及び被告が共同で申請書を提出すること（共同申請書：Requête conjointe）⁸⁷ができる（同法典 57 条）ほか、小審裁判所及び近隣裁判所においては、一定の場合、原告が、相手方への事前通知なしに、訴状（Requête）を自ら又は代理人を通じて裁判所書記課に提出すること（同法典 58 条, 851 条 1 項, 852 条），口頭又は書面による申請（Déclaration au greffe）をすること（同法典 58 条, 843 条 1 項）によっても訴訟が係属する。

（イ） 事前手続（Instruction）

大審裁判所では、事件が係属すると、事前手続が行われる。事前手続においては、各当事者の弁護士間で、準備書面（Conclusions）の送達や書証（Pièces）の伝達（相手方に見せること）が行われ、また、証拠調べを命じる裁判があった場合には、証拠調べが実施される。

事前手続の方式としては、次の二つがある。

- a 短期回路（手続）：裁判長による協議期日だけが開かれる。準備書面の交換と書証の伝達だけが行われ、証拠調べ命令や仮払命令をすることはできない。本案につき裁判が可能であると判断されると弁論期日に付される。単純な事件で用いられ、短期回路では難しい複雑な事件は、全て準備手続裁判官による準備手続に付される。

（同法典 760 条ないし 762 条）

- b 長期回路（手続）：準備手続裁判官（Juge de la mise en état）により行われる。準備手続裁判官には、手続の進行の監督、当事者の聴聞、証拠調べの実施、仮の措置・保全措置等、広範な権限が与えられる（同法典 764 条, 767 条, 771 条 4 号・5 号等）。通常、準備手続期日は法廷では行われず、書面や電話によるやりとりで手続が進

⁸⁶ 控訴院については同法典 922 条参照。なお、破毀院については申請（déclaration）による（同法典 974 条）。

⁸⁷ 共同申請書には、各自の申立て、争点、攻撃防御方法を記載し、それぞれが提出した書証を列挙する。

行する。事前手続において判決に適するまで準備がされると、事前手続終結命令（Ordonnance de clôture）がされ（同法典 782 条）、弁論期日が指定される。同命令が出た後には、当事者は、任意参加の請求や、付随的な請求のうちその額が重大な争点となっていないものに関する準備書面の提出、事前手続終結命令の取消しの申立てを除き、新たな主張や証拠を提出することはできない（失権効）（同法典 783 条）。

（ウ） 弁論（Débats）期日

弁論期日は、1 回で終了する。準備手続裁判官による報告（長期回路の場合のみ）の後、双方の弁護士は、口頭で、事件の概要、争点、証拠、法律問題等について弁論（Plaidoirie）を行う（同法典 785 条、440 条 2 項）⁸⁸。ただし、弁論要旨や書証等の書面を寄託するだけで、口頭での弁論を省略することもある。検察官が関与当事者として参加する場合には、最後に発言する（同法典 443 条）。

（エ） 判決

弁論期日後、終局判決（Jugement sur le fond。本案についての判決ともいう。）が下される（同法典 480 条）が、事件によっては、証拠調べ（鑑定等）や仮の措置を命じる先行判決⁸⁹がされ、再度の事前手続において証拠調べが行われた後、二度目の弁論期日を経て終局判決が下されることもある。事件の約 7 割は、本案判決により終局する。

イ 証拠調べ

裁判上の証拠としては、書証が重視され、人証の取調べが行われることは稀である。書証は、事前手続の段階で当事者間において伝達される（同法典 132 条）が、裁判官が書証を見るのは、弁論後に書証を含めた記録が裁判所に寄託された段階である。

また、鑑定（Expertise）が多用されるのも特徴であり、鑑定人は、破毀

⁸⁸ ただし、書面主義であるため、書面に記載されていないことが弁論において主張されても、それを判決の基礎とすることはできない。

⁸⁹ 先行判決に既判力はなく、事件は係属したままとなる（同法典 482 条、483 条）。

院により作成される鑑定人全国名簿 (Liste nationale des experts judiciaires) 又は控訴院ごとに作成される鑑定人名簿 (Liste des experts judiciaires dressée par cour d'appel) ⁹⁰の中から指名されるのが通常である。

ウ 調停制度等

(ア) 和解 (Conciliation)

当事者は、訴訟のあらゆる段階において、自ら又は裁判官の主導により和解することができる (同法典 127 条) ところ、裁判官 (特に小審裁判所裁判官) が特に和解勧試を任せるために指名する私人を勧解人 (Conciliateur de justice) という (同法典 831 条以下)。勧解人は、控訴院長により任命され、無償でその職務に当たる (勧解人に関する 1978 年 3 月 20 日デクレ第 78-381 号 (Décret n°78-381 du 20 mars 1978 relatif aux conciliateurs de justice) 1 条 2 項, 3 条 1 項)。勧解人が訴訟に関与する方式としては、①裁判所が指名する場合及び②司法調停が直接申し立てられる場合がある。①裁判所による指名は、小審裁判所、近隣裁判所、商事裁判所及び農事賃貸借同数裁判所において行われる (民事訴訟法典 129-1 条以下, 831 条 1 項, 860-2 条, 887 条 1 項・2 項)。また、②司法調停の直接申立て (同法典 153 6 条以下) は、裁判所だけでなく、区役所等に設置されている大審裁判所の出先機関である和解・調停センター (Maison de la Justice et du droit) ⁹¹等においても行われている。

(イ) 調停 (Médiation)

調停を担う調停者 (Médiateur) は、紛争当事者の合意を得た上で、受訴裁判所によって指名される第三者であり、当事者間の紛争の解決案を模索し、提案する役割を担う (民事訴訟法典 131-1 条以下)。調停者の報酬は当事者が負担する (同法典 131-6 条 2 項)。事件

⁹⁰ 鑑定人に関する 1971 年 6 月 29 日法律第 71-498 号 (Loi n° 71-498 du 29 juin 1971 relative aux experts judiciaires) 1 条, 2 条に基づき作成されている。

⁹¹ 司法組織法典 R. 131-1 条以下, 司法研修所編『イギリス、ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状 (司法研究報告書第 53 輯第 1 号)』(法曹会, 2000) 249 頁参照

ごとに自然人又は法人の調停者を選任することができ（同法典 131-4 条 1 項），専門的知見を有する者を選任することも可能である。利用可能な裁判所の範囲に制約はなく，主に大審裁判所や控訴院での利用が想定されている。

(2) 行政事件

フランスにおける行政裁判権は行政権に属している。

ア 行政訴訟の種類

裁判所の権限に着目して 4 類型に分類するのが一般的である⁹²。

(ア) 越権訴訟 (Contentieux de l'excès de pouvoir)

行政機関又は公役務の任務の枠内で活動を行う私的機関が行う行政決定について，その違法性を理由として取消し・不存在の宣言を求める訴訟等をいう。

(イ) 完全審理訴訟 (Recours de pleine juridiction)

行政行為の適法性の審査及びその取消しの宣言のみならず，行政行為を修正し，代わりに新たな行政行為をすることなどを内容とする裁判を求める訴訟をいう。例えば，法規等に違反してなされた行政行為の効果に関して，裁判所が原状回復・損害賠償等の措置を命ずることも可能である。

(ウ) 行政行為解釈及び適法性審査訴訟 (Contentieux de l'interprétation et de l'appréciation de l'égalité)

司法裁判所の命により当事者が行政裁判所に申し立てることにより係属し，司法裁判所に係属した事件における行政決定の射程や適法性に係る先決問題について判断する訴訟をいう。

(エ) 処罰訴訟 (Contentieux de la répression)

⁹² Édouard Laferrièreにより提唱されたもの (Hugues Le Berre (2010). *Droit du contentieux administrative 2e edition*. ellipses, pp72, 77-83, 88-91)。法律行政情報局のウェブページ (<http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/institutions/approfondissements/quatre-types-contentieux-administratif.html>) 参照。このほか，裁判官に付託される訴訟の対象となっている法的地位の性質を基準とする二分法（客観訴訟及び主観訴訟）も提唱されている（なお，前掲中村紘一他『フランス法律用語辞典（第三版）』115頁参照。）。

公物管理違反罪（Contravention de grande voirie）について、行政裁判所が刑事的制裁として罰金刑を科する訴訟をいう。

イ 審理手続

行政訴訟手続の基本的性格としては、職権主義、書面審理、対審（行政裁判法典 L. 5 条）、非公開（公開法廷における弁論を除く。）（同法典 L. 6 条、L. 731-1 条）、提訴による行政行為の執行の不停止が挙げられる。訴状及び準備書面の提出に当たっては、原則として、金銭支払、金銭支払義務の減免及び契約に起因する紛争の解決を目的とする訴えについては、弁護士又はコンセイユ・デタ＝破毀院付弁護士による代理が必要である（同法典 R. 431-2 条 1 項）。訴訟類型のうち中心をなす越権訴訟及び完全審理訴訟に係る手続の一般的な流れは、以下のとおりである。

- （ア） 原告が、請求と攻撃防御方法を記載した訴状（Requête）に行政決定の決定書等法定の必要書類を添付の上、管轄裁判所の書記課に提出する（同法典 R. 411-1 条、R. 412-1 条、R. 413-1 条）。出訴期間は、原則として、行政決定の通知又は公表の日から 2 か月以内である（同法典 R. 421-1 条 1 項）。
- （イ） 訴状の提出が行われると、管轄裁判所の長（パリの場合は部長判事）の指名する報告裁判官（Rapporteur）が、同裁判官の所属部の部長判事の指揮の下、事前準備手続を行う（同法典 R. 611-9 条 1 項、R. 611-10 条 1 項）。その主たる内容は準備書面及び書証の交換であるが、鑑定等の証拠調べを行うこともできる（同法典 R. 611-10 条 1 項、R. 621-1 条）。判決するに機が熟すると、判決裁判所の長は、命令で、事前準備手続の終結及び弁論期日の指定をする（同法典 R. 613-1 条 1 項、R. 611-11 条）。記録は、報告裁判官が検討を終えた後、論告担当官（Rapporteur public）に伝達される（同法典 R. 611-13 条）。
- （ウ） 弁論においては、判決合議体の一員（単独裁判官による場合はその裁判官）による報告、論告担当官による論告、各当事者による弁論

(通常、ごく簡潔なものである。)が行われる(同法典R. 732-1条1項)⁹³。その後、判決合議体により評議が行われ(同法典R. 732-2条)⁹⁴、判決が下される。

(3) 労働事件

労働裁判所への訴え提起は、勸解部(Bureau de conciliation)に対する請求によりなされる(労働法典R. 1452-1条)⁹⁵。これを受理した書記局は、勸解部における審議の日時・場所を原告に口頭又は普通郵便により通知し(同法典R. 1452-3条)、かつ、被告に対し、受取通知付書留郵便で召喚状を発する(同法典R. 1452-4条)⁹⁶。訴え手数料は無料ある⁹⁷。

労働裁判所においては、まず、各セクションの勸解部において勸解が行われ(勸解前置主義)、勸解が成立しなかったとき又は一部についてのみ成立したときは、事件が判決部(Bureau de jugement)に送付される(同法典R. 1454-17条1項)。手続は口頭で行われる(同法典R. 1453-3条)。判決の評議は過半数による(同法典R. 1454-23条1項)が、可否同数のときは勸解部又は判決部の後続の弁論に延期され、延期された月のうちに裁定裁判官(Juge départiteur)の主宰する弁論が開かれる(同法典R. 1454-29条1項)。裁定裁判官は、当該労働裁判所の所在地を管轄する小審裁判所の裁判官が務める(同法典L. 1454-2条1項)。また、大審裁判所の管内に複数の労働裁判所がある場合

⁹³ 論告担当官による論告が同法典R. 732-1-1条により行われなときは、各当事者による弁論に移行する。なお、コンセイユ・デタにおいては、判決合議体の一員による報告の後、各当事者による弁論、論告担当官による論告という順番で手続が進められる(同法典R. 733-1条)。

⁹⁴ 行政地方裁判所及び行政控訴院において、論告担当官は評議に立ち会わない(同条)。他方、コンセイユ・デタにおいては、当事者から反対の申立てがない限り、論告担当官は評議に立ち会うものの、評議に加わらない(同法典R. 733-3条)。

⁹⁵ この請求は、書記局に申し立てられるところ、書留郵便による送付も可能である(同法典R. 1452-2条1項)。

⁹⁶ なお、普通郵便で召喚状の写しも送付する(同条)。

⁹⁷ 従前、訴え提起手数料は、大審裁判所や小審裁判所と同様35ユーロとされていたが、前掲2013年12月29日法律128条1項に基づき一般租税法典1635条bis Q1項の規定が廃止されたことにより、2014年1月1日以降、無料となった。

には、控訴院長は、当該大審裁判所の所在地を管轄する小審裁判所の裁判官を裁定裁判官に指名することができる（同条3項）。判決は、新たに弁論期日を開いた上で、裁定裁判官を含む全裁判官の評議を経て下すのが原則であるが、出席した裁判官の人数を問わず、陪席裁判官が全員そろわない場合には、あらかじめ出席した裁判官の意見を聴取した上で、弁論終了後、裁定裁判官が単独で判決を下す（同法典R. 1454-31条）。

(4) そのほかの事件

民事及び行政事件において、急速審理手続であるレフェレ（Référé）が利用されている。

ア 民事事件におけるレフェレ

日本における仮の地位を定める仮処分と類似したフランス特有の制度で、緊急の場合で、かつ、いかなる実質的な争いも存在しないか又は紛争の存在により裁判が正当化される場合等に、当事者が一定の条件に従い、単独裁判官から迅速な裁判を得ることができる対審的手続である（民事訴訟法典808条以下（大審裁判所）、848条以下（小審裁判所）、872条以下（商事裁判所）、893条以下（農事賃貸借同数裁判所）、956条以下（控訴院）、労働法典R. 1455-5条以下（労働裁判所））⁹⁸。事案によっては、本案提起前の証拠保全的機能も有する。

レフェレの手続では、相手方を召喚し、準備手続を経ることなく、公開の弁論を開いて審理がされ、通常1回の弁論期日で審理が終了する（民事訴訟法典484条、485条）。レフェレは仮の性格を有するにすぎず、したがって、既判力もなく、本案訴訟の結論を拘束しないが、新たな事情が生じたとしてレフェレの内容を修正・追加することはできない（同法典488条、489条）⁹⁹。レフェレの命令に対しては、一定の場合を除き、不服申立てが可能である（同法典490条）。実務上、レフェレの発令後に本案訴訟が提起されることは少なく、このことを前提として、レフェレの申立件数は非常に多い。

⁹⁸ なお、例外的に合議制によることも可能である（民事訴訟法典487条）。

⁹⁹ もっとも、仮執行を命じることは可能である。

イ 行政事件におけるレフェレ

行政訴訟手続においては、仮の緊急措置として、原則として管轄裁判所の長又はレフェレ担当裁判官による単独体により、書面又は口頭による対審手続を経て審理するレフェレがある。レフェレの種類としては、いずれも緊急性があることを前提に、①取消し又は変更の訴えの対象となる行政決定に対して、その適法性に重大な疑義を生ぜしめる主張がなされた場合に、当該決定又はその効果の一部の執行を停止させる執行停止レフェレ（Référé-suspension）（行政裁判法典L. 521-1条）、②公法人又は公役務を提供する私法人の権力の行使により基本的人権に対する重大かつ明白に違法な侵害が生じている場合に基本的人権を保護するために必要なあらゆる措置を命ずる基本的自由レフェレ（Référé-liberté）（同法典L. 521-2条）、③先行する行政決定がなくとも、他のいかなる行政決定の執行も妨害しない限度で有用な措置を採る保全レフェレ（Référé-conservatoire）（同法典L. 521-3条）がある。そのほか、④証拠保全的な準備手続レフェレ（Référé-instruction）等もある（同法典R. 532-1条）¹⁰⁰。

2 刑事事件

(1) 刑事事件の流れ

ア 事件係属

検察官の起訴独占主義は採られていない。事件係属の代表的な方法としては、検察官又は被害者による付託がある。

(ア) 検察官による付託

検察官は、司法警察の予備捜査を基に、訴追機関として公訴権を行使し法律の適用を求める。

また、司法警察による予備捜査に際して、警察留置（Garde à vue）¹⁰¹

¹⁰⁰ 他に、認定レフェレ（Référé-constatation：同法典R. 531-1条）、契約前レフェレ（Référé-précontractuel：同法典R. 551-1条）、仮払金レフェレ（Référé-provision：同法典R. 541-1条）がある。

¹⁰¹ 重罪又は軽罪を犯し又は犯そうとしたと疑うに足りる一つ又は複数の理由がある者を発見したときに、司法機関の監督の下で行われる身柄拘束であり、24時間まで

がなされた場合には、司法警察員から電話等で捜査状況を聴取し、必要に応じて今後の捜査に関する指示を行った後、事案に応じて24時間の留置延長を決定するなどした上で（同法典63条2項）¹⁰²、事件処理を行う。

事件処理においては、起訴便宜主義（Opportunité des poursuites）が採られており（同法典40-1条，41-1条，41-2条），共和国検事¹⁰³は，刑事手続上の措置（Réponse pénale：刑事訴追（Acte de poursuite），予審開始請求（Requisitoire introductif）ないし訴追代替措置）を採るか，不処分（Classement sans suite）とするかを自由に決定することができ，その決定についていかなる責任も問われない。

（イ） 公訴権の発動を義務付ける告訴（Plainte avec constitution de partie civile）

重罪又は軽罪によって損害を受けた者は，私訴原告（Partie civile）として，予審判事に対し予審開始請求をすることができる（同法典85条）¹⁰⁴。また，私訴原告は，当該犯罪から生ずる民事不法行為責任について，刑事手続において同時に損害賠償請求をすることができる（同法典418条1項，2条以下。この訴えを「附帯私訴（Action civile）」という。）。

行うことができる。警察留置が認められるためには，それが刑事訴訟法典62-2条2項各号のうち一つ以上の目的を達するために唯一の手段であると認められる必要がある。（同法典62-2条，63条1項，2項，77条）

¹⁰² 法定刑が1年以上の拘禁刑とされている重罪又は軽罪で，留置延長が同62-2条2項1号ないし6号のうちの少なくとも1つの目的を達するための唯一の手段である場合において，共和国検事による理由を付した許可状を発した場合には，延長が認められる。原則として再度の延長はできないが，組織犯罪，麻薬犯罪，テロ犯罪等同法典706-73条に列挙された犯罪については，再度の延長が認められている（同法典706-88条，706-88-1条）。

¹⁰³ 共和国検事は，大審裁判所の検察局の長に当たるため，我が国における検事正に相当するところ，刑事手続の主体として共和国検事が記載されている場合であっても，共和国検事は自ら又はその代理の者によって検察官全体を代表するとされているため（同法典39条各項），実務上は，その指揮下にある検察官らがこれらの手続を進めることになる（控訴院における検事長と検察官についても同様のことが同法典34条に規定されている。）。

¹⁰⁴ これは起訴便宜主義の例外をなす。

イ 予審 (Instruction)

大審裁判所裁判官が務める予審判事 (Juge d'instruction) (同法典 49 条 3 項, 50 条 1 項) は, 共和国検事の請求又は私訴原告の告訴を受けて (同法典 51 条 1 項, 80 条 1 項, 85 条 1 項), 対象者が当該犯罪の遂行に正犯又は共犯として関与したことを信ずるに足りるだけの重大な又は一致した徴憑が存在する場合に限り, 予審開始決定 (Mise en examen) を行うことができる (同法典 80-1 条 1 項)¹⁰⁵。予審は, 重罪については特則のない限り必要的, 軽罪については任意的である (同法典 79 条)¹⁰⁶。

予審開始決定がされると, 予審判事は, 当該事件について, 真実発見のため, 予審対象者にとっての有利不利を問わず, 真実発見にとって有用と思われる全ての予審行為を行う (同法典 81 条 1 項)。具体的には, 予審判事は, 予審対象者, 私訴原告及び補佐証人の尋問及び対質 (同法典 120 条, 119 条 1 項¹⁰⁷) のほか, 鑑定 (同法典 156 条), 検証等の確認, 搜索, 押収 (同法典 92 条, 97 条), 通信傍受 (同法典 100 条) などを行うことができ, 必要であれば司法警察の協力を求めることもできる (同法典 81 条 4 項)。なお, 勾留 (延長を含む。)・釈放等の決定権限は自由勾留裁判官が有する (同法典 137-1 条)¹⁰⁸。

捜査が終了すると, 予審判事は, 予審免訴 (Non-lieu) とする (同法典 177 条) か, 管轄の裁判所へ移送する (同法典 178 条, 179 条, 181 条) かを決定する。重罪事件又は重大若しくは複雑な事件のうち相当と認められるものについては, 複数の大審裁判所から集められた予審判事の集団である予審局 (Pôle de l'instruction) において, 一又は複数の予審判事による予審が行われる (同法典 52-1 条, 83-1 条, 83-2 条)。

ウ 公判手続

公判は, 公開主義 (同法典 306 条 1 項, 4 項, 400 条 1 項, 4 項),

¹⁰⁵ これに反する場合, 予審開始決定は無効となる。

¹⁰⁶ 違警罪については, 同法典 44 条により, 共和国検事が請求したときに限られる。

¹⁰⁷ 共和国検事並びに当事者及び補佐証人の弁護士は, 質問を行い, 簡潔な意見を述べることができる。

¹⁰⁸ なお, 司法上の統制 (Contrôle judiciaire) については, 予審判事も発令することができる (同法典 137-2 条)。

口頭主義，対席主義（同法典前文１項段）で行われる。弁護人は，原則として必要ではない（同法典４１７条）が，重罪院においては義務的である（同法典２７４条）。

なお，予審における一件記録は，検察官を通じて判決裁判所へ送付され（同法典１８０条，１８１条１０項），担当裁判官（重罪院の場合は裁判長のみ）は，あらかじめそれらの記録を吟味した上で審理に臨む。

手続は，①被告人，証人，鑑定人等の尋問（それぞれが供述をした後，裁判長が職権で尋問し，検察官及び弁護人は補充的に発問する（同法典３３１条，３３２条，３１２条１項，４４２－１条）。重罪院では参審員も質問できる（同法典３１１条１項）。），②私訴原告がいる場合は私訴原告の弁論（同法典３４６条１項，４２１条），③検察官の論告（同法典３４６条１項，４５８条１項（順序につき４６０条））¹⁰⁹，④弁護人の弁論，⑤被告人本人の弁論・陳述（法典３４６条２項，３項，４５９条１項（順序につき４６０条））¹¹⁰及び⑥評議・判決（重罪院では判決に際し，職業裁判官及び参審員による評議・評決及び判決）（同法典３５５条以下，４６２条以下）¹¹¹。）の順で行われる。

また，審理の迅速化のための手続として，軽罪裁判所においては，有罪認知に基づく出頭（Comparution sur reconnaissance préalable de culpabilité）¹¹²がある（同法典４９５－７条以下）。同様に，違警罪裁判所においては，一定の犯罪につき反則金制度（Amende forfaitaire）がある（同法典５２９条１項）。さらに，両裁判所に共通のものとして（ただし若干異なる。），略式手続（Procédure simplifiée）がある（同法典４９５条以下（軽罪につ

¹⁰⁹ なお，重罪院につき３１３条参照。

¹¹⁰ なお，重罪院では，最後に論点の確認が行われる（同法典３４８条）。

¹¹¹ なお，私訴原告がいる場合には，公訴に係る判決の後，（重罪院においても職業裁判官のみで）私訴に係る審理・判断が行われるが（同法典３７１条，４６４条２項），審理を後日に回すことも可能である（同法典４６４条４項）。

¹¹² 一定の軽微な軽罪につき，有罪を認めている被疑者が，弁護士の立会いの下，一定の範囲内で検察官が提案する刑を承認し，これを大審裁判所長又はその委任を受けた裁判官が理由を付して認可すれば，当該認可が判決と同様の効力を持つ手続。この手続は，１８歳未満の未成年，出版犯罪，過失致死罪，政治犯罪，訴追手続が特別法により定められている犯罪には適用されない（同法典４９５－１６条）。

いて), 524条以下(違警罪について))¹¹³。

エ 刑の執行段階

自由刑の有罪判決が確定すると, 施設内処遇 (Milieu fermé) か施設外処遇 (Milieu ouvert) かを問わず, 刑罰適用裁判官 (Juge de l'application des peines) がその執行を監督する (同法典 712-1条以下)¹¹⁴。刑罰適用裁判官は大審裁判所の裁判官であり (同法典 712-2条), 判決裁判所が言い渡した自由剥奪刑及び自由制限刑の執行方法をその適用条件とともに具体的に定め, 修正措置 (Mesure d'aménagement de peine) を行う (同法典 712-1条, 712-4条1項)。一定の事件については, 刑罰適用裁判官3名による合議体である刑罰適用裁判所 (Tribunal de l'application des peines) が事件を担当する (同法典 712-7条)。なお, 日本の保護観察所に相当する機関として, 司法省行刑局の一部署である社会復帰・保護観察所 (Service pénitentiaire d'insertion et de probation) が各県に1つずつ設置されている (同法典 D. 572条以下, A. 44条以下)¹¹⁵。

3 家事事件

いわゆる家事事件は, 大審裁判所が管轄し, 家事事件裁判官 (Juge aux affaires familiales) により審理される (司法組織法典 L. 213-3条)。ただし, 遺産分割は通常の訴訟部が (民事訴訟法典 1359条以下参照), 未成年の育成扶助 (Assistance éducative) は少年裁判官が (同法典 1181条), 成年後見事件は小審裁判所の成年後見裁判官が (同法典 1211条以下) 担当するなど, 家事事件の概念は, 我が国とはやや異なる。

(1) 離婚事件 (Divorce)

①合意離婚 (Divorce par consentement mutuel), ②承諾離婚 (Divorce

¹¹³ 裁判官1名が公判を省略して書類のみで審理し, 刑事命令 (Ordonnance pénale) を発することにより, 有罪・無罪及び刑 (たいていは罰金刑) を宣告するが, 故障の申立てがあれば違警罪裁判所又は軽罪裁判所に事件を移送する制度。

¹¹⁴ 司法省ウェブページ (<http://www.justice.gouv.fr/organisation-de-la-justice-10031/lordre-judiciaire-10033/juridictions-de-lapplication-des-peines-24619.html>)

¹¹⁵ 司法省ウェブページ (<http://www.annuaires.justice.gouv.fr/services-penitentiaires-insertion-et-probation-10114/>)

accepté), ③破綻離婚 (Divorce pour altération définitive du lien conjugal, ④有責離婚 (Divorce pour faute) の4種類がある。①合意離婚は, 婚姻の解消とその効果について意見が一致している場合 (民法典230条, 232条), ②承諾離婚は, 婚姻の解消そのものには原則的に合意しているが, その具体的効果については裁判所に委ねている場合 (同法典233条, 234条), ③破綻離婚は, 少なくとも2年以上の別居により夫婦関係が決定的に損なわれている場合 (同法典237条, 238条), ④有責離婚は, 婚姻上の義務の重大又は度重なる違反を構成する行為が配偶者の責に帰することができ, かつ, 共同生活の維持を耐えがたいものになっている場合 (同法典242条以下) である。家事事件裁判官に対する請求は, 仮の措置も含め, 基本的に, 非公開の評議部 (Chambre du conseil) で審理される (民事訴訟法典1074条1項, 22条) が, 離婚の裁判は公開手続で言い渡される (同法典1074条2項)。なお, 夫婦間の法的な同居義務を終了させる場合 (Séparation de corps) も同様の分類の下で行われる (民法典296条)。

ア 合意離婚の手続

夫婦双方に離婚意思があり, 離婚条件につき夫婦双方で一致している場合は, 共同申請によりその旨記載した協議書 (Convention) を裁判官へ提出する。裁判官は, 夫婦双方を呼び出し, 夫婦双方の離婚意思及び協議書の内容を確認し, 裁判官は離婚成立の宣言をし, 手続は終了する。 (同法典230条, 232条, 民事訴訟法典1088条以下)

イ 合意離婚以外の手続

裁判上の審理に入る前に, 裁判官によって和解の試み (Tentative de conciliation) が義務的行われる (民法典252条, 民事訴訟法典1108条以下)。和解不調の場合, 裁判官は, 判決が既判力を生じるまでの仮の措置 (Mesure provisoire) を定める (民法典254条, 民事訴訟法典1117条以下)。立証方法は自由とされている。

(2) 後見事件等

成年に関する事件は小審裁判所の成年後見裁判官 (Juge des tutelles des majeurs) により審理され (司法組織法典L. 221-3, L. 221-9

条)、未成年後見等については大審裁判所の家事事件裁判官がその職務を行う(同法典L. 213-3-1条)。

ア 成年に関する制度

本人、親族等の申請により(民法典430条)、成年後見裁判官が本人の知的能力や肉体的能力の変調が意思能力を妨げる度合を考慮して、本人にとってよりよい保護制度を選択する。成年後見裁判官は、精神医学鑑定及び本人の審問、家庭環境調査(Enquête sociale)を経た後、後見や保佐に付するなどの決定をする(同法典431条1項、民事訴訟法典1218条以下¹¹⁶⁾)。成年に関する制度として次の2つがある。

なお、後見ないし保佐事件の訴訟手続の間、本人の利益保護のため、成年後見裁判官は、対象者が自己の権利を行使することを認めつつ(ただし、民法典437条により特別受任者が選任されている行為を除く。)、本人を暫定的に裁判上の保護(Sauvegarde de justice)に置くことができる(民法典433条ないし439条)¹¹⁷⁾。

(ア) 保佐(Curatelle)

自ら行為をすることができないわけではないものの、精神的又は身体的能力の低下のために、自分だけでは自己の利益を弁ずることができない場合に、その者を補佐することを可能とする制度であり、裁判上の保護のみでは足りないと認められる場合に行われる(同法典440条1項、2項、425条1項)。

(イ) 後見(Tutelle)

精神的又は身体的能力の低下のために、自分だけでは自己の利益を弁ずることができない場合に、その者の市民生活上の行為について継続的に代理することにより保護することを可能とする制度であり(同法典440条3項、425条1項)、保佐による保護では足りないと認められ

¹¹⁶ 本人の審問につき1220-3条、家庭環境調査につき1221条、成年後見裁判官による決定につき1226条

¹¹⁷ この保護措置は1年後には失効するが、同一の期間につき1回に限り更新することができる(同法典439条1項)。

る場合で、かつ、裁判上の保護でも足りないと思われる場合に行われる（同法典440条4項）。

イ 未成年に関する制度

18歳未満の未成年は、単独での財産管理等が不可能であるため、未成年保護のための制度として次の3つがある。

（ア） 未成年後見（Tutelle des mineurs）

未成年の子が両親を失ったとき、両親が正常な親権の行使をなし得ないとき又は未成年の子につき法律上の親子関係が確立していないときに適用される後見制度である（同法典390条1項、2項）。

（イ） 単純法定財産管理（Administration légale pure et simple）

両親が健在で共同で親権を行使している場合は、両親が法定財産管理人として子の財産管理を共同で行う（同法典389-1条。これを単純法定財産管理という。）が、子名義での借金や子名義の建物の売却など特定の重要な行為については、家事事件裁判官の許可が必要となる（同法典389-5条3項）。

（ウ） 裁判所監督下の管理（Administration légale sous contrôle judiciaire）

両親の一方の死亡又は親権剥奪、離婚、別居などのために両親が共同で親権を行使できない嫡出子・養子の財産管理のための制度である（同法典389-2条）。裁判所監督下の法定財産管理人（Administrateur légal sous contrôle judiciaire）は、後見人が単独で行い得ない行為（処分行為等（同法典505条1項））をするためには家事事件裁判官の許可が必要であり、その他の行為は単独で行うことができる（同法典389-6条）。

（3） その他の事件（国際的な問題等）

ア 国際的な子の奪取・引渡し

フランスは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（Convention sur les aspects civils de l'enlèvement international d'enfants）¹¹⁸の

¹¹⁸ 1980年10月25日付けハーグ条約（Convention de La Haye du 25 octobre 1980：通称ハーグ条約）ともいう。条文については、ハーグ国際私法会議（Conféren

締約国である。以下では、裁判上の子の返還手続についての概略を述べる。

国際的な子の奪取に関しては、国際民事共助として、司法省の「EU法・国際私法・民事共助局」（Bureau du droit de l'Union, du droit international privé et de l'entraide civile）が集中的にこれを取り扱っている¹¹⁹。他方、裁判上、子の返還に関する管轄は、特定の大審裁判所の家事事件裁判官が有する（民事訴訟法典1210-4条、司法組織法典L. 211-12条、D. 211-9条、別表Ⅶ）。

EU法・国際私法・民事共助局は、他の締約国から子の返還の申立てを受けた場合、条約の要件審査を行い、要件具備が確認されれば、土地管轄を有する大審裁判所に属する共和国検事に申立てをする¹²⁰。家事事件裁判官は、これをレフェレの形式で、緊急迅速な手続の中で返還義務の有無を判断する（民事訴訟法典1210-5条。返還の決定につき任意の履行がない場合には、共和国検事が当該決定を執行させるために公の武力を直接動員することができる（同法典1210-6条）。

イ その他

家事事件裁判官は、離婚事件の他、子の居住地、養育費の負担等の親権の割当てと行使に関する未成年後見請求等を管轄する（司法組織法典L. 213-3-1条）。なお、離婚請求等の一定の場合を除き、弁護士を選任は任意的である（民事訴訟法典1139条）。

4 少年事件

フランスにおける未成年は満18歳未満である（民法典414条）¹²¹。

(1) 民事（行政）分野の手続の流れ

少年裁判官は、虐待、育児放棄など、未解放の未成年の健康、安全若しくは道徳が危機状態にあり又はその教育環境若しくは身体的、情緒的、知的及び社会的発達の条件が著しく損なわれている場合（このような状態に置かれ

ce de La Haye de droit international privé) のウェブページ (http://www.hcch.net/index_fr.php?act=conventions.text&cid=24) で確認できる。

¹¹⁹ 司法省のウェブページ (<http://www.justice.gouv.fr/justice-civile-11861/enlevement-parental-12063/lautorite-centrale-21099.html>)

¹²⁰ 同ウェブページ

¹²¹ 刑事では非行時基準

た少年を「要保護児童（Enfant en danger）」という。），父母の双方又は一方，未成年の委託先，後見人，未成年本人又は検察官の申請に基づいて，育成扶助を命じることができる（同法典 375 条 1 項，375-1 条 1 項）。育成扶助事件は，第一義的には，各県議会（Conseil général）の管轄（行政的保護）であるが，そこでの指導において保護者の同意を得られなかったり，指導が効を奏しなかったりした場合に，裁判所による司法的保護に移行することになる。

ア 事件送致

検察局には，未成年を専門に担当する少年部（Parquet des mineurs）が設置されており，同部局の検察官が申請を行う場合がほとんどである。

イ 第 1 回審判期日及び続行期日：暫定的措置

少年裁判官は，未成年，両親等から事情を聴取し，必要に応じて暫定的措置を行う。なお，暫定的措置として，調査措置（司法的教育調査¹²²等），仮収容（原則 6 か月程度）等がある（民法典 375-5 条 1 項）。

ウ 最終審判期日：終局決定

終局決定としては，①在宅育成扶助（Assistance éducative en milieu ouvert）¹²³，②他方の親，他の親族，公的施設等への身柄の移転がある（同法典 375-2 条，375-3 条）。少年裁判官は，いずれの場合においても，保護者の同意が得られるよう最大限努力しなければならない（同法典 375-1 条 2 項）。

なお，上記司法的教育調査や在宅育成扶助等は，司法省の青少年保護局（Direction de la protection judiciaire de la jeunesse）又は同局から資格を付

¹²² 民事訴訟法典 1183 条参照。少年事件における社会的調査は，従前，社会調査（Enquête sociale）と教育的指導調査（Mesure d'investigation et d'orientation éducative）の二本柱から成っていたが，司法的教育調査の創設に関する 2011 年 2 月 2 日司法大臣アレテ（Arrêté du 2 février 2011 portant création de la mesure judiciaire d'investigation éducative）により新たに司法的教育調査（Mesure judiciaire d'investigation éducative）が創設され，2012 年 1 月 1 日以降，同調査に一本化されることとなった。なお，司法省ウェブページ（<http://www.justice.gouv.fr/justice-penale-11330/les-decisions-judiciaires-pour-les-mineurs-12123/les-mesures-dinvestigation-21091.html>）参照。

¹²³ 未成年を在宅のまま，援助サービス等を助言者として選任し，必要に応じて通学等の義務付け等を行いつつ，親子関係の正常化を目指す措置である。

与されたアソシアシオンに属する、教育援助等担当官（Éducateur）等によって行われる¹²⁴。

(2) 刑事分野の手続の流れ

刑事分野の少年事件については、犯罪の軽重に応じ、①少年裁判官、②少年裁判所、③未成年軽罪裁判所又は④未成年重罪院において審理される（なお、第1級ないし第4級違警罪は、これまで近隣裁判官によって審理されてきたが、2017年1月1日以降は、原則として違警罪裁判所において審理される予定である¹²⁵。）。また、未成年の被疑者については、弁護士による補助が必要的である（前掲1945年2月2日オルドナンス4-1条1項）。

ア 少年裁判官（Juge des enfants）

単独で、軽罪、第5級違警罪の予審及び審判（非公開）を行う（司法組織法典L. 252-5条、前掲1945年2月2日オルドナンス8条）。

(ア) 検察局少年部における検察官の事件送致

送致に際しては、各裁判所の教育課（Service Educatif Auprès du Tribunal : SEAT）¹²⁶の教育援助等担当官が少年に面接した上で、意見を述べる。

(イ) 第一回審判手続：予審手続、調査措置等の実施

少年裁判官は、未成年の認否、反論等を聴取した後、予審開始決定を行い、必要に応じて暫定的措置（収用措置、審判前保護観察等）を行う（同オルドナンス8条5項、8項）。

¹²⁴ ただし、近年、司法省青少年司法保護局は刑事分野に特化する傾向にあり、育成扶助事件の調査や処遇については、同局から資格を付与された民間団体（アソシアシオン）によって担われることがほとんどである。両者とも「Éducateur」の名称を有するソーシャルワーカーが主たる担い手であるが、国家資格の有無、身分や養成方法等は全く異なり、混同してはならない。

¹²⁵ 前掲1945年2月2日オルドナンス21条1項（前掲2011年12月13日法律70条1項により、近隣裁判官による審理を規定した同オルドナンス21条5項が廃止されることによる。）

¹²⁶ 裁判所の教育課は、司法省青少年司法保護局のéducateurによって担われており、その実態（常設、交替制常勤、非常勤等）や名称（SEAT, UEAT, PEAT）は裁判所の規模によって様々である。また、教育課が関与するのは、警察留置後、勾留を請求される場合などに限られ、常に関与するわけではない。同課では、検察官や少年裁判官の命令による簡易調査（Recueil de renseignements socio-éducatifs）を行って、意見を述べることを主たる任務とする。

(ウ) 予審手続終了：事件の振分け

少年裁判官は、予審終了後、①自ら単独で終局判断を行うか、②少年裁判所に送致するか、③後述する未成年軽罪裁判所に送致するか、④予審に付するかを決定する（同条9項）。

(エ) 評議部（Chambre du conseil）における最終審判

少年裁判官は、未成年に対し、終局判決として、無罪、戒告又は各種教育的措置を命じることができる（同条10項）。

イ 少年裁判所（Tribunal pour enfants）

少年裁判官1名及び陪席裁判官（*assesseur*：少年問題に関する有識者である非職業裁判官（司法組織法典L. 251-4条，R. 251-7条））2名から成る合議体で審理され（同法典L. 251-3条1項，R. 251-6条。参審制。），①未成年が犯した軽罪及び第5級違警罪，②16歳未満の未成年が犯した重罪を管轄する（同法典L. 251-1条）。

(ア) 事件送致

原則として、①予審手続を担当した少年裁判官（第5級違警罪ないし軽罪事件）又は②予審判事（16歳未満による重罪事件等）によって事件送致が行われるが、③未成年に対する即時出頭手続（*Procédure de présentation immédiate devant la juridiction pour mineurs*）又は前掲1945年2月2日オルドナンス8-3条による召喚に基づく共和国検事による少年裁判所への直接送致もある（前掲1945年2月2日オルドナンス5条2項，3項）。

(イ) 審理・判決言渡し

少年裁判所の審理は法廷で行われるが、その公開は制限的である（被害者、証人等の関係者の審理への出席は認められている（同オルドナンス14条2項）。）。判決言渡手続は公開される（同条5項）。少年裁判所は、各種教育的措置を宣告し得るほか、刑罰（ただし、13歳未満の未成年には適用することができない。）や代替刑等を宣告することもできる（同オルドナンス2条2項）。

ウ 未成年軽罪裁判所 (Tribunal correctionnel pour mineurs) ¹²⁷

2011年8月10日法律第2011-939号により未成年軽罪裁判所が新たに創設され、同法律は、2012年1月1日から施行されている¹²⁸。同裁判所は、少年裁判所を有する大審裁判所ごとに設置され、対象となるのは、①非行時16歳以上の未成年者により、②懲役3年以上の刑が科される軽罪を、③再犯として犯した場合である（前掲1945年2月2日オルドナンス24-1条1項）。裁判は、3名の職業裁判官から成る合議制（裁判長は少年裁判官が務める。）により行われる（同条2項、刑事訴訟法典398条）。

エ 未成年重罪院 (Cour d'assises des mineurs)

16歳以上18歳未満の未成年者が犯した重罪を管轄する（前掲1945年2月2日オルドナンス20条1項）。重罪院と同様、3名の職業裁判官（ただし、陪席裁判官2名は不可能でない限り少年裁判官を充てることとされている（同条2項）点が重罪院と異なる。）及び6名の参審員（ただし、第二審では9名。）で構成される（同条項、刑事訴訟法典244条以下、248条以下）。なお、未成年重罪院に対する事件送致は、予審判事（未成年事件担当）によって行われる（前掲1945年2月2日オルドナンス9条2項4号）。

第6 裁判外紛争処理 (ADR)

1 パリ調停・仲裁センター (Centre de médiation et d'arbitrage de Paris)

パリ商工会議所 (Chambre de commerce et d'industrie de Paris) によって、1995年に創設された民間のADR機関であり、主に会員の間の商事紛争について仲裁・調停を行っている¹²⁹。

2 地方医療事故調停・補償委員会 (Commissions régionales de conciliation et

¹²⁷ 司法組織法典L. 251-7条以下及び前掲1945年2月2日オルドナンス24-1条ないし24-3条参照

¹²⁸ 刑事裁判への市民参加及び未成年者の裁判に関する2011年8月10日法律第2011-939号 (LOI n° 2011-939 du 10 août 2011 sur la participation des citoyens au fonctionnement de la justice pénale et le jugement des mineurs) 24条以下、54条1項

¹²⁹ パリ調停・仲裁センターウェブサイト (<http://www.cmap.fr/>)

d'indemnisation des accidents médicaux)

2002年5月3日のデクレ¹³⁰によって設立された、医療事故に対する調停及び損害賠償の裁定手続を行う機関で、国立医療事故補償局（Office national d'indemnisation des accidents médicaux）の独立行政委員会の一つである。損害賠償の裁定手続では、患者の申立てを受け、手続開始要件が審査され、要件の充足が認められた場合、事件は鑑定に付される。委員会は、鑑定の結果を踏まえて裁定する。なお、鑑定に対する当事者の費用の負担はない。¹³¹これとは別に、調停手続を申し立てることが可能である¹³²。

3 過剰債務審査委員会（Commission de surendettement des particuliers）

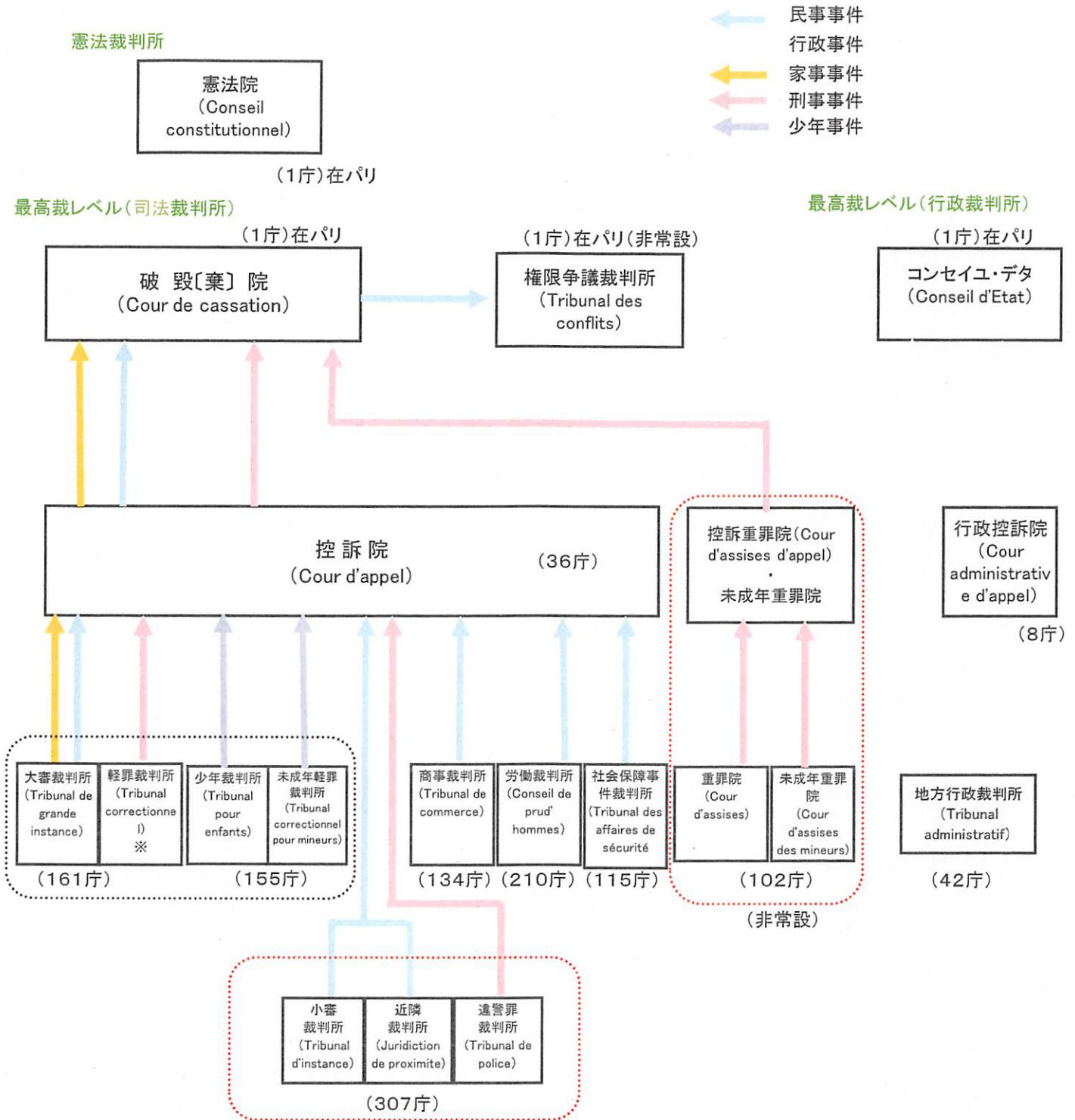
消費者倒産処理手続についてADR が利用されている。フランスの消費倒産処理は、県における国の代表者によって任命された者4名（フランス信用機関・投資会社協会及び家族擁護団体又は消費者団体からそれぞれ提案された者1名ずつ、社会・家族経済分野の経歴を有する者並びに法律分野の経歴及び学位を有する者から1名ずつ）及びフランス銀行の地方代表者で構成される過剰債務審査委員会（Commission de surendettement）（消費者法典（Code de la consommation）L. 331-1条）が、調停手続（同法典L. 331-6条）及び調停が不調となった場合の勧告手続（同法典L. 331-7条）によって一次的に処理する。裁判所は、執行停止等の手続に一定程度関与する（同法典L. 331-5条）ほか、委員会による調停手続が行えないほど債務者の経済状態が悪化している場合の個人更生手続（Rétablissement personnel）を主宰する（同法典L. 332-5条以下）。

¹³⁰ 公衆衛生法典L. 1142-5条に規定された医原性疾患、院内感染及び医療事故に関する州調停・補償委員会に関する2002年5月3日デクレ第2002-886号（Décret n° 2002-886 du 3 mai 2002 relatif aux commissions régionales de conciliation et d'indemnisation des accidents médicaux, des affections iatrogènes et des infections nosocomiales prévues à l'article L. 1142-5 du code de la santé publique）。なお、公衆衛生法典（Code de la santé publique）L. 1142-6条、L. 1143-1条参照。

¹³¹ 地方医療事故調停・補償委員会ウェブページ（<http://www.oniam.fr/crci/la-procedure-d-indemnisation/>）

¹³² 地方医療事故調停・補償委員会ウェブページ（<http://www.oniam.fr/procedure-indemnisation/demande-conciliation>）

◎フランス共和国の裁判所審級図



※ 軽罪裁判所は大審裁判所の刑事部であるが、説明の便宜上、分けて記載する。

※ 未成年犯罪裁判所は少年裁判所の一部であるが、説明の便宜上、分けて記載する。

※ 近隣裁判所は、2011年12月13日法律第2011-1862号(LOI n° 2011-1862 du 13 décembre 2011)70条1項、1条により、2017年1月1日に廃止される予定である(報告書『フランス共和国の司法制度』第1・1(1)カ注30参照)。

※ フランスでは、少年重罪院での事件は刑事事件として扱われている。

※ 点線内は、同一裁判所内にあることを意味する。

* 司法裁判所の片数は、「数字で見る司法2014 (Les chiffres clés de la Justice 2014)」4頁による(ただし、重罪院については、以下の司法省ウェブページ参照。)

http://www.justice.gouv.fr/art_pix/1_stat_livret_final_HD.pdf

http://www.annuaires.justice.gouv.fr/art_pix/C_3_Cours_dAssises.pdf

数字で見る司法2014
司法省ウェブページ